

近代日本における旧身分意識と族称 -士族・平民の廃止について-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 駿台史学会 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古川, 亮平 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22444

近代日本における旧身分意識と族称

—士族・平民の廃止について—

古川 亮 平

要旨 明治2年、版籍奉還に伴い公卿・大名は華族、武士は士族とされた。当初は両者ともに苗字帯刀や家禄といった特権を有していたものの、政策によりそれらは次々と奪われた。この内、士族は明治15年頃には特権を失っていたものの、族称は華族と共に日本国憲法施行まで残存した。本稿は、士族という形骸化した身分が80年近く存続した原因を論考した。

史料を探すと明治21年には既にその廃止論があり、その後も幾度となく士族・平民の改廃に関する意見があったことが判明した。数ある中で特に注目したのは、士族及平民の称号に関する請願（明治42年）・士族名称廃止に関する請願（大正6年）・因襲打破に関する建議案（大正12年）・族称の取扱に関する陳情（昭和13年）である。

まず、士族及平民の称号に関する請願は衆議院において採択されたものの、「今日之ヲ廃止スルハ必スシモ利ナキニ非スト雖好テ事端ヲ滋クスルノ嫌ナキ能ハス」として採納されず、士族名称廃止に関する請願もそれと同様の請願と認められ採納されなかった。次に因襲打破に関する建議案は衆議院で可決されたものの、士族の大反対にあってその廃止を断念した。族称の取扱に関する陳情は、戸籍用紙から「族称」の印字が削除されたり、官衙が規定する文書からも「族称」の印字削除や士族の記載廃止などの影響を与えたが、身分自体を廃するまでには至らなかった。その理由は、因襲打破に関する建議案の際の大反対に鑑みたからであった。

結論として、士族の廃止は事件の発端になりかねないと政府に危惧され続けてきたために、80年近く存続していたことを明らかにできた。士族の称は、旧武士階級にとって公的に認められた貴号であり、自尊心を満足させるものだったのだ。ところが憲法を改正せざるを得なくなり、その精神に沿わないため廃止に至った。また、族称は家の階級に対する称呼であるため、家制度がなくなってしまう以上は存続が困難だったものと思われる。

キーワード：族称、華族、士族、平民、同和

序章

日本国憲法施行以前、国民には華族・士族・平民という三つの身分が存在した。明治2年(1869)、版籍奉還に伴い公卿・大名は華族、武士は士族とされた。当初は両者ともに苗字帯刀や家禄といった特権を有していたものの、政策によりそれらは次々と奪われた。華族は、明治17年(1884)に華族令が制定されたことにより皇室の藩屏として数々の特権が付与され、勲功があった士族・平民も叙爵されることによってその身分になれる制度が整備された。一方、士族は明治15年(1882)に閏刑が廃止されたことで特権を消失したものの、戸籍上に族称として残存し履歴書・宿帳・願書などに記載を求められた。本稿は、士族・平民という形骸化した身分が80年近くも存続した原因を明らかにすることを目的としている。

士族・平民の族称に関する研究は、戦前においては島津徳三『士族の族称に就て』(土曜会法学研究部、1938)がある。これは、多年にわたり戸籍事務に携わってきた著者が士族の族称に関する法令・指令・訓令・通牒・回答などを集録して解説を加えたもので、士族の法的な位置付けを一冊で把握できる書籍(非売品)だ。戦後においては、法学博士の井戸田博史氏が「明治末期の平民称記について」⁽¹⁾・「戸籍用紙『族称欄』族称文字の削除」⁽²⁾・「平民族称と戸籍法」⁽³⁾という3つの論文を発表している。「明治末期の平民称記について」は、大正3年(1914)の戸籍法改正(翌年施行)で族称の記載方法が改められたことに影響を与えたと考えられる「平民の称記に関する建議案」と「族称の記載に関する法律案」を紹介し、若干の問題点を指摘した論文である。しかし、戸籍法改正と両案との関連性は明らかに出来なかった。「戸籍用紙『族称欄』族称文字の削除」は、昭和13年(1938)に戸籍用紙の族称文字が削除された経緯とそれに対する世評を明らかにした⁽⁴⁾。「平民族称と戸籍法」は前の二つの論文を合体させたような論文であり、平民が族称であるか否かの論争や平民が戸籍法で如何に取り扱われてきたか等を明らかにしている。

士族・平民の族称を研究している研究者がほとんど見られない理由は、士族が特権を失ったことで国民として平民と一体化したと捉えられているからであろう。対して華族は種々の特権が認められており、日本の近代史上、別格の身分として扱われている。それは疑いようがないが、士族・平民に関心が示されなくなったことで誤解が生じているのも事実だ。私は10数年前、士族が廃止された時期を調べていたのだが、辞典によって記述が異なっており正確な情報が分からなかった。その記述には大きく分けて次の3つのパターンがあった。

- ①大正3年(1914)に廃止されたパターン
- ②昭和22年(1947)に廃止されたパターン
- ③大正3年(1914)に廃止されたのか昭和22年(1947)に廃止されたのか不明なパターン

参考までにその具体例を挙げてみよう。

- ① [前略] 戸籍の族籍記載は1914（大正3）廃止された。〔出典：『角川新版日本史辞典』（角川書店，1997）476頁「士族」。〕
- ② [前略] 大正・昭和期に入って士族意識は薄れたが，なお戸籍上には残存し，昭和二十二年（一九四七）の日本国憲法の施行に伴って士族の名称は戸籍上から消えた。〔出典：『国史大辞典 第六卷』（吉川弘文館，1992）824頁「士族」。〕
- ③ [前略] 一四年（大正三）の戸籍法改正で身分登記制は廃止されたから，以後の士族呼称は単に家系が武士であったことを示すにとどまったが，敗戦後四七年（昭和二十二）の戸籍法全面改正で，法的には士族称呼は完全に消滅した。〔出典：『日本史大辞典 第三卷』（平凡社，1993）875頁「士族」。〕

正しい記述は②である。大正3年（1914）は戸籍法が改正された年であった。新戸籍法の第18条には戸籍に記載する事項が14項目列記されており，その第3号には「戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族称」とあるので①の記述は明らかに間違いである。それ以前は戸籍の族称欄に華族・士族・平民を記載していたが，改正により華族・士族のみ記載することになった。また，この時の大きな改正点の一つは身分登記制^⑤を廃止した点であるが，これは族称の記載とは何の関係もない事柄であり，その廃止によって士族という族称に何らかの影響を与えたわけではないので，③も誤りである^⑥。このように大手出版社が発行している辞典に不備があるくらいに士族は理解されておらず，高橋昌明『武士の日本史』（岩波新書，2018）220頁には③の情報を参考にしたであろうと思われる記述が見受けられる。

また，平民についても誤解が存在する。井戸田博史氏は，『国史大辞典 第十二卷』（吉川弘文館，1992）474頁「平民の族称は大正三年（一九一四）の戸籍法改正で廃止された。」という記述を「戸籍用紙『族称欄』族称文字の削除」および「平民族称と戸籍法」で批判した。その理由として①大正3年（1914）に改正された戸籍法で平民を記載しなくなったのはあくまで省略したと解され，②戸籍法第18条第4号では「家族カ戸主ト族称ヲ異ニスルトキハ其族称」とあり，平民を記載する場合があったことを挙げている。私が見つけた中でも，『日本史大辞典 第六卷』（平凡社，1994）28頁「平民」に，「一九一四年（大正三）三月三十一日の戸籍法改正で族籍登記制が廃止され，平民の呼称は戸籍にも肩書にも記載されないこととなった。」との誤った記述があった。まず第一に族籍登記制という制度は存在しないため，当然廃止されたという事実もない。加えて，この改正以降も平民の肩書が記載された文書は数多く見かける^⑦し，中には平民記載が少なくなってきた昭和21年（1946）に至っても族称欄があるわけで

もないのにその身分を書いている者さえいる⁽⁸⁾。

それとはまた別に、平民の成立においても正確とは言えない情報を目にすることがある。

新政府は、公家・大名を華族、武士を士族、農工商の人々を平民としました。

〔宮地正人／監修「日本近現代史を読む」(新日本出版社、2010) 22 頁。〕

平民にのみ注目すると、「新政府は、(中略) 農工商の人々を平民としました。」となる。ただ、公卿・大名を華族とした法令、武士を士族とした法令は発令されているものの、農工商を平民とした法令はないのだ。なお、大正 3 年 (1914)、戸籍法改正の審議において次のような質疑応答があった⁽⁹⁾。

○石黒盤君 平民ト云フ文字ハ初ハ何時カラ使ッテ来タノデス

○司法大臣 (法学博士奥田義人君) ソレハ今ノ士族華族ナドト云フヤウナ名称ガ出来タノデ、ソレニ対シテ一般ノ者ヲ平民ト斯ウ云フコトニナッタラウト思ヒマス (後略)

要するに、華族・士族に対する称として平民が登場したのである。また、新政府が農工商を平民とした根拠がないだけでなく、華族・士族の家族⁽¹⁰⁾が分家した際も平民とされた(第 1 章第 1 節で後述)。清水唯一朗『原敬 - 「平民宰相」の虚像と実像 - 』(中公新書、2021) 13 頁には、武家(士族)の次男である原敬の分家に関して「士族として分家すればよく、平民になる必要はない。(中略)では、いったいなぜ平民を選んだのだろうか。」という記述があり、当時の手記などをもとにその理由を考察している。しかし、この前年である明治 7 年 (1874) に華族・士族の家から分家した者は平民籍に編入されるルールが確立しているため、原敬に族称の選択権などなかったのだ。

このような誤解が存在するのは、族称の研究がされていなかったためである。本論文は、士族・平民という形骸化した身分が 80 年近く存続した原因を明らかにすると同時に、族称が存在した当時それがどのような性質を持つ身分であったかについても触れてみたい。

第 1 章 法制上の士族と身分意識

第 1 節 族称の概説

明治維新後、政府は旧幕府時代の煩雑な階級制度の整理を行うことになり、明治 2 年 (1869)、版籍奉還に伴って公卿・大名を華族、武士を士族とし⁽¹¹⁾、足軽などの下級武士を卒とした。さらに明治 5 年 (1872) に卒が廃止されたことで、封建時代の支配階級が華族と士族に統一された。一方、公卿・大名・武士以外の者は明確な法令はなかったものの、いつの間にか平民と

いうことになっていた。井戸田博史「平民族称と戸籍法」によれば、平民という用語が法令の中で初見されるのは明治3年（1870）の「諸藩石高戸口ヲ録上セシム」（民部省384）の雛型の中であり、それ以降もしばらくは華族・士族を除く一般国民でなかったという。明治4年8月28日太政官布告448号「穢多非人称廃止」⁽¹²⁾によって平民が華族・士族に対比されるものとなって、それ以外の国民を示す用語となったようだ。

これに関連して、大正3年（1914）に改正された戸籍法の解説書である『戸籍法釋義』は族称を次のように解説している⁽¹³⁾。

（前略）族称ハ華族 士族 平民ナル家ノ階級ニ対スル称呼ヲ謂フ華族ノ称ハ明治二年六月十七日第五百四十二号行政官達ニ士族ノ称ハ同月二十五日第五百七十七号行政官達ニ平民ノ称ハ明治四年八月二十八日太政官布告ニ淵源ニ其後士族ニ付テハ明治五年太政官布告第二十九号（世襲ノ卒士族編入伺出方）同年同布告第四十四号（郷士士族編入伺出方）等ノ諸法令ニ依リ数多ノ変遷ヲ経テ今日ニ至リ華族ノ族称ハ一ノ榮典ニシテ士族ノ族称ハ沿革上ノ理由ニ基クモノニシテ平民ハ華族士族ニ非サル全部ヲ指称ス（後略）

これを見ると、華族・士族についての法令（計4件）は号を正確に特定しているが、平民の法令は号を特定せずさらに「淵源ニ」という言葉を用いて言葉を濁していることが分かる。調査してみると、明治4年（1871）8月28日に太政官布告は3件発令されており、平民の文字が見えるのは第448号のみだった。これは井戸田博史氏が平民を「華士族を除く一般国民を示す用語となった」とする法令である。しかし、その全文は「穢多非人等ノ称被廢候條自今身分職業共平民同様タルヘキ事」であり、「華族士族ニ非サル全部ヲ指称ス」というような内容ではない。しかも、明治5年（1872）の「日本全国戸籍表」には華族・士族・卒・平民以外に僧侶や神職などの身分があり、卒は同年廃止されるがこの段階でも身分は華族・士族・平民に統一されてない。平民の成立時期については疑問が残るものの、明治8年（1875）に華族・士族・平民を肩書とすることを定めた法令が発令され、その後この3つが族称とされた。

士族が誕生した当初、それは統治身分でもあった。明治5年（1872）の太政官達で平民が官吏に任官された際に士族待遇とすることを定めた法令がある⁽¹⁴⁾。

○第三百三十五号（十一月八日）（布）諸府県へ
平民任官ノ者勅奏判ヲ不論本人在官中ハ子孫ニ至ル迄士族ヲ以テ可取扱事

官吏という地位が身分として子孫（家族）にまで波及するという点が特徴だ。法令の意図は不明であるが、当時における士族の社会的地位は平民とは明確に異なっていたことが窺える。

その後、士族の特権は秩禄処分・廢刀令などで失われ、最終的には閏刑といった特権もあったが明治15年(1882)の旧刑法施行により廢止され士族の特殊的待遇はなくなった。

では士族とは、昭和22年(1947)に廢止されるまで家制度上、どのような存在だったのだろうか。旧民法において家とは同一の戸籍に記載された親族の集団のことで、前述したように族称は家の階級に対する称呼であった。つまり士族とは原則として家に付与されたものであり、士族の族称を有する者が平民の家(戸籍)に入ると縁組届出の日より平民の族称を有するとされた⁽¹⁵⁾。(これは華族も同様である。)

逆に言えば、平民であっても士族の家に入籍することで士族になる事ができる⁽¹⁶⁾。例えば、東条英機内閣・鈴木貫太郎内閣の外務大臣であった東郷茂徳(鹿児島県士族⁽¹⁷⁾)とその家族がそうである。東郷茂徳の先祖は豊臣秀吉の朝鮮出兵の際に日本へ渡来した朝鮮人の子孫であり、生まれた時は「朴」という姓であった。明治維新後は平民に編入されたが、父親が東郷家の士族株を購入し士族になったようだ。また、東郷茂徳はドイツ人のエディ・ド・ラロンド(婚約後、エヂ)と結婚したことでエヂも士族となる。即ち、士族という族称は武士との血縁は直接関係なく、家とその家族関係によって成り立つものであった。

また、華族・士族の家から分家した者は平民籍に編入される規定がある⁽¹⁸⁾。分家とは家族が戸主の同意を得て戸籍上の家を分かちその家の戸主となる行為であるが、これも士族の家との家族関係が切れたためだと言えるだろう。但し、例外としてこの規定は大正13年(1924)まで沖縄県では適用されていない⁽¹⁹⁾。加えて、明治41年(1908)の刑法施行までは士族が処刑された際にその族称を喪失する除族の規定も存在し、士族の家であっても家族が平民となることもあった⁽²⁰⁾。除族により平民となった士族の家族が家督相続をした場合、その家の士族の族称は消滅するため、士族の称は家に従属するとも言い切れない面もある。このような例外はあるものの、原則として士族は家に付与された江戸時代における家柄の名残であった。

第2節 士族意識

本章第1節で述べてきたように士族の特権は廢藩置県・徴兵令・秩禄処分・廢刀令などで失われ、明治15年(1882)の閏刑廢止により国民として平民と変わらなくなったが、その身分意識は士族と平民の間で差異があったのだろうか。

士族は軍人になる者が多く、明治10年(1877)の「陸軍職員録」では「華族平民ノ文字ナキハ皆士族ナリ」⁽²¹⁾と族称の記載が省略されるほど圧倒的多数を占めていた。その後の陸軍における在職軍人軍属の数を族称別に見てみたい。

陸軍における在職軍人軍属の総数（族称別）

	皇族	華族	士族	平民	合計
明治 31 年	5	77	5060	3562	8704
明治 32 年	5	85	5381	3879	9350
明治 33 年	5	94	5462	4388	9949
明治 34 年	5	89	5777	4532	10403
明治 35 年	5	97	5845	4784	10731
明治 36 年	4	104	6024	4930	11062
明治 39 年	5	119	7205	8509	15838
明治 40 年	5	154	7112	8610	15881
明治 41 年	8	150	6000	6476	12634
明治 42 年	8	151	5979	6591	12729
明治 43 年	8	145	6249	6733	13135
明治 44 年	8	137	6176	7235	13556
大正 1 年	8	132	6247	7506	13893
大正 2 年	8	123	6100	7632	13863
大正 3 年	8	118	6088	7944	14158
大正 4 年	8	116	6060	8362	14546
大正 5 年	8	115	6138	8589	14850
大正 6 年	9	109	6282	8826	15226
大正 7 年	9	113	5928	9634	15684
大正 8 年	6	110	6254	9692	16062
大正 9 年	9	107	6707	9417	16240
大正 10 年	7	106	6260	9989	16362
大正 11 年	9	80	6414	9703	16206

※「陸軍省統計年報」（第 15 回・第 20 回・第 25 回・第 34 回）より作成。

士族の数は明治 5 年（1872）に作成された「日本全国戸籍表」に始まり、明治 12 年（1879）以降は「帝国統計年鑑」において発表され、明治 36 年（1903）の調査を以て族称別の統計がない⁽²²⁾のであるが、それらによると士族の戸数は全体の約 5 パーセント程度だ。それにもかかわらず、陸軍軍人・軍属に占める士族の数が明治半ばを過ぎても平民を上回っている。明治 39 年（1906）になって、ようやく平民が士族の数を上回るようになった。明治 37 年（1904）・38 年（1905）は「陸軍省統計年報」が作成されていないのだが、この年は日露戦争があった時期である。陸軍においては日露戦争に伴う大量動員によって、平民が台頭してきたと言ってよいであろう。その後も、士族の割合は減少の一途をたどった。（平民の中には、陸軍大将となる田中義一のように士族籍から分家した者も少なくない。）しかし、建軍世代が退いた大正 11 年（1922）に至っても士族が陸軍全体の約 4 割を占めていることは士族意識が無関係ではないと推測される。なお、大正 12 年（1923）以降は、軍人・軍属の総数を族称別に統計することがなくなった⁽²³⁾。園田英弘・広田照幸・浜名篤『士族の歴史社会学的研究 - 武士の近代 -』（名古屋大学出版会、1985 年）においても、族称別の官職在職率や位階保有率の統計を用いて

明治時代に士族が影響力を持っていたことが明らかにされている。

では、世間一般の士族意識はどのようなものであったのだろうか。それについて明治35年(1902)の読売新聞⁽²⁴⁾に興味深い事件が掲載されている。

●威張つてみたさに官印偽造 京橋区新富町三丁目一番地印判職瀧本善作(四十年)方に去る十五日書生体の男が来り「米谷村戸籍吏印」と云える印の彫刻を依頼して立去りしを京橋署にて探知し去十七日同家に其男来りしを取押へ京橋署に引致取調べしに此奴は京橋区新富町七丁目三番地和泉利一郎方同居新聞配達夫瀬上要(二十二年)と呼ぶ者にて最初は実父が郷里宮城県登米郡米谷村の村役場に奉職し目下村長と共に上京し居りて其手より依頼されたりとの申立なるが尚嚴重なる訊問に包み切れず自分は先頃まで士族なりしが分家して平民となりしより何となく巾が利かず友達に士族の肩書を見せ銜かして威張つて見たさに右の印を依頼し戸籍謄本を作りて捺印する心算なりと白状せしかば実弟清を呼出して引渡され同署より昨日告発の手續に及びたりとは馬鹿々々しき男もあるもの哉

士族が分家すると平民になることは本章第一節で既に述べた。この瀬上要という人物は本家から分家してもなお士族でありたかったため、このような犯行に及んだのである。これは、法制上の士族と意識としての士族の違いをよく象徴した事件のように思う。(なお、この記事の左隣には、士族であることを鼻にかけたことで喧嘩となった事件が掲載されている。)明治20年(1887)には戸長役場から区役所へ宛てた送籍状の封書を開封し、「平民中村政藏」を「士族中村政藏」などと変造して重罪宣告を受けた事件もあった⁽²⁵⁾。士族の称は平民の上に置かれていたために優越感が得られる効果があり、そういった意識は時として犯罪に結びつくこともあった。また、身分意識によって生じた悲しい事件も存在する。以下は、大正12年(1923)の読売新聞の記事だ⁽²⁶⁾。

士族で身分が違うと入籍を断られて心中 妊娠七カ月の女学校出と大学生

【小田原電話】東京小石川水道町某私立大学生小島五平(二四)と新潟生まれの某高女卒業生磯野トヨ(二〇)は昨年の夏から好い仲となりトヨは目下妊娠七カ月になつたので身の振方を五平に相談し同人方へ入籍せんと申込んだが五平方の父母は士族で身分が違うとて拒絶したのを悲観し両人は謀し合せ数日前家出し熱海に行き死に場所を捜したが思ふ様な所が無いので三日夜小田原に來り御幸ヶ濱海岸に投身情死を企て浮きつ沈みつ苦悶中を附近の者に救はれ応急手当の結果生命は取止めたので目下引取方を照会中である

このように、族称が違ふことで結婚に支障が出た事例は当時あったと聞かすが、史料で実証で

きる例は少ない。明治4年（1871）には華族・士族・平民間の結婚は差し支えないとされていたものの、大正・昭和に入っても江戸時代の家柄を気にかける者がいた。海軍大将となる野村直邦（鹿児島県平民）も、郷里の幼馴染みとの結婚を相手の父親（士族）に断られたという⁽²⁷⁾。単にかつての家柄の問題でなく、族称を公的に明示する仕組みによって封建時代とは少し違う身分意識（こだわり）が生じているような気もする。

家制度に関連して、族称の継承問題についても触れておきたい。大正・昭和の読売新聞に読者からの相談を紙面で回答する「法律顧問」という企画があった。以下は大正時代における士族籍の継承に関する相談である⁽²⁸⁾。

【問】私は父が死に、母と二人でしたから他から養子をして私は嫁ぎました、実母が間もなく死に、その前に養子を離縁したので、絶家になつて居ます、私に子供が生れたら起さうかと思ひますが、士族の族称はなくなりませうか私が家を継いでも駄目でせうか（心配女）

【答】士族の当主死亡後相続人なき時は親族協議の上家名を預かり置き追つて相続人を定め得るも其期間は死亡後五十日を経過すべからず但し已むを得ざる事情の爲め親族連印にて管轄庁へ延期願出づるときは相当の猶予を許容せらるるも死後六カ月を過ぐべからず此期間を経過したるときは士族の族称は当然廃絶に帰する故にあなたの子をして向後絶家を再興させても御気の毒ながら士族の族称を継承させることはできぬ

絶家とは、戸主を失い家督相続人がいないためにその家が消滅することであるが、一定の条件の下に再興することは許されていた。しかし、絶家再興は単に廃絶した家の家名を称することが認められるに過ぎず、それ以外に格別の実質的意義はなかった。また答にあるような法令⁽²⁹⁾も存在したため、士族の絶家を復興させたところで族称は継承されないとされていた。家名の継承が家制度において重要な意味を持ったことは今でも知られており、後継ぎがないために養子をとるような事例はあるが、史料のように実家の家名と士族という家格を共に残すことも当事者にとっては大事だったのである。

華族においては、逆の事例もある。例えば一代華族論を提唱していた板垣退助（伯爵）は、遺言により襲爵させなかったため嗣子の板垣守正は平民となった。また、陸軍大将・鮫島重雄（男爵）は日露戦争の功績により叙爵されたが世襲を嫌ったため、嗣子を前もって分家させ本家を絶家にする事で爵位を継承させなかった。海軍大将・井上良馨（子爵）も同様に考えていたため遺言に襲爵辞退の旨を書いている⁽³⁰⁾。このように、華族は爵位（ひいては族称）を継承させたくない例が少数ながら存在した。一方、高橋是清（子爵）は政治的な都合から戸主と爵位を嗣子に譲り、更に分家することで自ら平民になることを選んでいる。なお、士族出身

の勲功華族も襲爵しなければ嗣子は平民になるとされていた。

華族は特権を伴うため士族と同一視は出来ないが、士族の族称に何らかの意義はなかったのであろうか。大正3年（1914）の戸籍法改正の審議で次のような質疑応答があった⁽³¹⁾。

○奥山政敬君（前略）士族ト云フモノハ何カ平民ト異ウタ特権デモアリマスカ、ドウデアリマスカ、本員ノ考ヘル所デハ、余リ平民ト士族ハ何モ特権ガ別ニアルヨウニモ思ヒマセヌガ、何カ異ツタル所ガアルデセウカ

○政府委員（鈴木喜三郎君）数多取扱ノ上ニ於テ異ナル所ハ無イト思ヒマスガ、唯一二、チヨット考ヘテ居リマスノハ復禄ノ返還ト云フヤウナ場合ニアルカト思ヒマス

士族の家禄は金禄公債の発行によって廃止されたが、この処分に異議を唱える者がおり政府は大蔵省の審査で認められた者に対して保障をしていた。文中の「復禄ノ返還」とはその事であろう。なおこの問題は、昭和10年（1935）の東京朝日新聞に「金の執念 旧藩時代の俸禄を払えと時代離れの法案提出」という記事が掲載されるほど長く尾を引いた⁽³²⁾。

ちなみに、鹿児島県では農地改革まで士族の支配が続いていた。維新後、武士の多くが地主へ移行したことに加え、士族の割合が他県より高かった⁽³³⁾ことに起因しているらしい。昭和5年（1930）の東京朝日新聞には、「床次王國に迫る民政の切先如何 士族平民の階級戦」という題で「鹿児島だけは明治が大正になり昭和になってもまだ士族の社会的存在が残存してゐるのである。」とある⁽³⁴⁾。例えば、桑鶴実という人物が昭和26年（1951）に谷山市長に就任したことが当時話題になった。これは『谷山市誌』に、「桑鶴の市長当選には、谷山の自治行政史上に一つの意義を持つものがある。それは、従来の谷山首長が戸長はもとより村長、町長みな郷土出身すなわち士族階級の占有するところであり、この伝統の中に平民の桑鶴が首長となったのは、まさに画期的なできごとである。」⁽³⁵⁾と記載されるほどであった。

地域差こそあれ国民として士族は平民と変わらなかったが、士族であることが本人にとって名誉であったことは明らかだ。族称が存在した当時（特に明治時代）、誤って平民にされた元武士が士族編入を請願して認可されるケースも少なからずあったのである。

第3節 族称の改廃についての意見・請願

華族については板垣退助の一代華族論があり、大正時代に至っては勲功華族の増加・醜聞等があつて制度の改廃が叫ばれていたが、士族・平民の改廃論も明治時代から既にあつた。私が見つけた中で最も古いものは、明治18年（1885）の「徴兵の義務終りさる平民を一代士族に為せば如何」という記事⁽³⁶⁾だ。この記事で士族は「武門政治時代（中略）の名残にして其名あるも其實なく徒に平民の上に在る者」とされ、既に平民と変わらぬ存在であつたことが窺え

る。なお、「一代士族」とは、家督相続時にその身分を喪失する士族である⁽³⁷⁾。兵役を終えた平民に一代士族の名誉を与えれば、勉勵するのではないかという提案であった。また明治21年(1888)には「士族廃止の評議」として、「其筋に於ては戸籍上の煩雜を省く為め士族の名義を断然廃すべしとの議ありて目下評議中なりという」という記事⁽³⁸⁾も掲載されている。

明治38年(1905)、「戦後の事業」として東京盲亜学校長は次のような提案をしている⁽³⁹⁾。

▲第一華士族名称の廃止 これは私が日清戦争当時から、唱道して居る所でございますが、一派の人には或は奇矯の言として、斥けられるかも知れませぬ、平民といふ者が、何か華士族に劣つて居る所でもあれば兎に角、現に今度の戦争に於ても、華士族と何等の異つた所もなく、或はそれ以上に義に勇み公に奉じて居るぢやありませんか何の必要も、何の相違も無い者に強ひて差別の名を付して置く理由はございませぬ、

日露戦争時における陸軍の軍人・軍属は約半数が士族であったが、中には平民の将官もいた。戦後、陸軍大将(男爵)となる第6師団長・大久保春野がそうであるし、停年名簿を見ると他にも陸軍大将となる者や叙爵される者が見受けられる。海軍では、海軍次官・斎藤実(後、子爵)が平民である。また、海軍大臣・山本権兵衛(後、伯爵)も開戦の2年前、男爵に叙されるまで平民であった(明治24年に士族籍から分家)⁽⁴⁰⁾。叙爵や分家で族称が変わったところで能力に相違はないし、そもそも族称は家の階級に対する称呼にすぎないので、確かに差別の名を付しておく理由はないと言えるだろう。この後も士族・平民の改廃を求める声は多々あった。

ではなぜ士族・平民の族称は、日本国憲法の施行まで廃止されなかったのであろうか。それを検討する上で、まず大正元年(1912)に茨城県が政府に提出した意見書⁽⁴¹⁾を見てみたい。これは、①士族・平民の区別は今となつては必要ないので廃止を望む、②それが難しければ明治8年太政官布告第44号(華族・士族・平民を肩書にすることを定めた法令)⁽⁴²⁾の廃止を希望するというものだった。この意見に内務次官・床次竹二郎(鹿児島県士族)は、「其趣旨ニ於テハ相当ノ理由有之」と認めつつも「沿革上未タ□ニ廃止シ難キモノアルヤニモ思料セラレ候」として、内閣書記官長・南弘(富山県平民)へ氏名の肩書に士族・平民を用いることを廃止できないものか配慮を求めた。床次竹二郎は身分意識が色濃く残っている鹿児島県の出身である上、この時期はかつて武士だった者がまだ生存しているので、廃止に懸念があったのではないかと推測する。残念ながら、この意見書がその後どう扱われたのかは不明だ。

次に明治42年(1909)の「士族及平民の称号に関する請願」⁽⁴³⁾を見てみたい。この請願の趣旨は「(一)士族平民ノ称ヲ全廃スルカ若クハ(二)更ニ士族ニ進階ノ制ヲ設ケ恩賞ノ一ニ加ヘ其礼遇特権ヲ制定サレンコトヲ請願仕候」というものであった。ただ廃止せよという内容

のものではなく、廃止できないのであれば進階の制度を設けて礼遇特権を制定してほしいというところに本請願の特徴がある。請願者は2名とも平民であった。この請願者は（一）の理由として、「一、今日ニ於テハ沿革上、士族ノ称ヲ存スルノミ名実共ニ存在ノ価値ヲ認メス」、「二、今日ノ状態ニ於テ士族ノ称ヲ存スルハ国民ノ秩序ヲ乱スモノナリ」の二つを挙げている。（二）は「今日ノ状態ニ於テハ有害無益ナル士族ノ称ナリト雖モ国家カ之ヲ善用セハ国民ノ士氣ヲ鼓舞発達セシムルヲ得ヘシ」という理由からであった。この請願は衆議院に提出され審議された。以下はその議事録の全文である⁽⁴⁴⁾。

第四十七（特別報告第二百二十六号）士族及平民ノ称号ニ関スル請願（委員長報告）

○立川雲平君 本請願ハ東京市平民江川芳光外一名ノ提出ニ係ル請願、請願ノ趣旨ハ士族平民ノ称ハ何等ノ效モナイノdeal、有害無益deal、故ニ士族平民ノ称ヲ全廃スルガ宜イ、若シ又一定ノ功アル者ニ対シテ恩賞トシテ士族ノ称ヲ許シテ礼遇ヲ別ニスレバ格別dealガ、此士族平民ノ称号ノ如キハ何等ノ效モナイモノdealカラ之ヲ廃止セラレタイト云フ請願、採択スルコトニ決シマシタ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（長谷場純孝君） 御異議ハナイト認メマスカラ、本請願モ採択スルコトニ決シマス

このように「士族及平民の称号に関する請願」は衆議院にて採択され、政府に送付された。これに対して内務大臣・平田東助（男爵）は次のような見解を示した。

衆議院議決士族及平民ノ称号ニ関スル請願ノ件

（前略）士族ノ称ハ（中略）請願者ノ云フカ如ク有害ナリトノ事実ヲ認メサルノミナラス一概ニ無益ナリト断スルヲ得ス然ルヲ今俄ニ之ヲ廃止セントスルカ如キハ（中略）人心ニ影響ヲ及ホスノ虞アルノミナラス頗ル考慮ヲ要スヘキ問題ナルヲ以テ採納シ難シ又新ニ恩賞トシテ士族ノ称ヲ許シ礼遇特権ヲ与フルカ如キハ華族以外ニ一種授爵ノ制ヲ設クルノ結果トナルノミナラス徒ニ人民ノ階級ヲ複雑ナラシメ民族間ノ融和ヲ阻害スルノ虞ナキニアラサルヲ以テ是亦到底採納スルコト能ハス右閣議ヲ請フ

内務大臣としては、士族の称が有害であると認識しておらず、一概に無益とも言い切れないと考えていた。平田東助は実家も養子先も士族であったが明治11年（1878）12月に分家しており、明治35年（1902）に叙爵されるまでの間は平民として栄達を重ねている⁽⁴⁵⁾ため、この主観は信憑性が高いと思われる。また、士族の廃止については人心に影響を及ぼす恐れがあるだけでなく大いに考慮を要する問題だとして採納できず、平民から士族への進階や礼遇特権に

については民族間の融和を阻害するとして到底採納できないという立場をとった。この意見は閣議において大きく影響することとなった。以下は閣議決定の指令案である⁽⁴⁶⁾。

(前略) 案スルニ士族平民ノ称号ハ現今ニ於テハ唯ターノ称号タルニ止マリ法制上之ニ伴フ特権礼遇ノ存スルモノナシ社会一般ノ之ニ対スル念慮モ漸次消除シ去ルヘキモノト認ム今日之ヲ廃止スルハ必スシモ利ナキニ非スト雖好テ事端ヲ滋クスルノ嫌ナキ能ハス依テ内務大臣意見ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

結局、政府は士族の廃止に利点が無いわけではないと認識しつつも、事件の発端になりかねないことを好んですることはなくして、この請願を採納しなかった。ちなみにこの14年後、代議士・横田千之助が士族・平民の廃止を建議したところ、大反対があつて士族抹殺を断念することになる(第2章第2節で後述)。このことから「士族及平民の称号に関する請願」が提出された当時は、「之ニ対スル念慮モ漸次消除シ去ルヘキモノト認ム」としながらも、実際には士族意識が根強かったものと推測される。

大正6年(1917)、「士族名称廃止に関する請願」⁽⁴⁷⁾が政府に送付された⁽⁴⁸⁾。「士族及平民の称号に関する請願」とは、進階や礼遇特権を求めていないことと、提出者が平民ではなく士族であった点に相違がある。以下は請願の理由である。

- 一 士族ハ封建ノ世文武百般ノ職務ニ服シタルモノニ付与セラレタル名称ニシテ時ニハ国家ノ重鎮タリシモ維新ノ変制常職ヲ解カレ上級ノ諸侯ニハ華族下級ノ吏員ニハ士族ノ名称ヲ賜ハリシモ世勢ハ日々ニ進ミ法制刻々ニ改マリ(華族及ヒ外国ノ例ハ不申)兄文兄役ヲ省キ名実共ニ務メテ簡明ニ虞スヘキノ時ニ当リ虚名ヲ保ツハ有害無益ノ最タリ
既ニ平民ノ称号自然廃止トナリ一般帝国臣民タルヘキニ士族ノ称号ヲ有スルノ理アルナシ名称存置ノ上ハ法令規定ニハ必ス有無ヲ訂ササル可カラス其煩雑タルヤ知ルヘキノミ
現時ノ文武官吏員ハ昔日ノ士族ト同シク各職責ヲ尽シツツアルモノ士族ノ兄名ヲ永遠ニ保留スルトセハ現時ノ官吏員ニモ亦何等カノ名称ヲモ付与スヘキニ至ルヤモ計リ難シ
帝国ノ範圍ハ□□拡大トナリ樺太朝鮮台湾ト諸領地ノ臣民種々雑多ト別ルルモ均シク皇威ノ下ニ一國臣民トシテ統治アラセラルルノ今日士族ノ如キ虚名ヲ国土ノ一部分約二百万人ノ臣民ニ限り付称スルハ不公平ノ基ナリト思料セラル

請願者は、帝国主義によって拡大された領土の間人も例外としていない。植民地の人々も「一國臣民」とし、それを根拠の一つとして士族の称を不公平だとする士族が存在したことは注目しに値する。「既ニ平民ノ称号自然廃止トナリ」との文言は、戸籍法改正のことだと思われる。第2章第1節で後述。)この請願は、内務大臣・後藤新平(男爵)に「士族及平民の称号に関する請願」と同様の請願と認められ、前例を踏まえて採納されなかった。

第2章 大正期における族称を巡る動き

第1節 大正3年(1914)の戸籍法改正とその影響

大正3年(1914)に改正され翌年から施行された戸籍法⁽⁴⁹⁾で、族称は華族・士族に限り記載することになった。それまでは華族・士族・平民のいずれかを記載することとなっていたが、平民の記載は省略されたのである。この記載方法については、前史として貴族院で審議された明治41年(1908)の「平民の称記に関する建議案」と翌年の「族称の記載に関する法律案」がある。これは井戸田博史氏の「明治末期の平民称記について」および「平民族称と戸籍法」に詳しいが、ここでも簡単に触れておく⁽⁵⁰⁾。

両案は、事務簡捷のために文書へ族称を記載する際は華族・士族に限ってこれを記載しようとする提案で、違いは建議案か法律案かくらいのものであった。「平民の称記に関する建議案」は本会議に提案され、2回の特別委員会を経て可決されたが、本会議では否決され最終的には廃案になった。翌年、「族称の記載に関する法律案」が本会議に提案され、2回の特別委員会を経て否決、本会議においても否決され廃案になった。なお、「族称の記載に関する法律案」が廃案となった一因は、審議の中で法案の趣旨が平民の記載廃止から族称廃止に変更されたり、平民を除くのであれば華族や士族も除いてよいのではないかという議論に発展したことにあった。

両案の審議において発言が目立つのは、提出者の三浦安(東京府士族)と反対者の関義臣(男爵)である。関義臣は「平民の称記に関する建議案」の特別委員会以外の審議には全て出席した。唯一、出席しなかった審議だけが可決されていることから、議決に及ぼした影響力が窺える。明治43年(1910)、三浦安は死亡した。読売新聞の死亡記事には、「前年上院に於て平民称号廃止の建議案を出せしも議容られず遂に目的を達せざりき」⁽⁵¹⁾とある。三浦安が2度も議案を提出して平民の省略ないし廃止を望んだ理由は定かでなく、その点は井戸田博史氏も残された課題としている。

三浦安が死亡して数年後、戸籍法が改正されることになり、その改正点の一つとして平民記載の省略があった。第18条第3号で族称欄は「戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族称」を記載する規定となり、平民の場合は空欄にすることとされたのだ。但し、同条第4号で例外事由があり、「家族カ戸主ト族称ヲ異ニスルトキハ其族称」を記載する。具体的には、その者の名

欄右側にそのための欄を設け平民を記載するのである。原則として戸主の族称は家族の族称でもあるが、例外的なケースもあったのだ。改正案が衆議院の委員会で審議された際、第18条第3号・第4号について政府委員・鈴木喜三郎（東京府平民）は次のように述べている⁽⁵²⁾。

○政府委員（法学博士鈴木喜三郎君） 本章ノ改正シタル点ハ十八条ノ第三項第四五デゴザイマスガ、是ハ現行法ノ百七十六条ニ該当スルノデゴザイマシテ、従来族籍ヲ記載致シマスニ付テ、華士族平民悉ク記載スルコトニナツテゴザイマスガ、華族士族ハ其数少ナク、平民ノ数ハ数多アリマスノニ、是モ繁文縟礼ノ趣旨カラ致シマシテ、華族ト士族ヲ書イテ、何モ書カヌ時ハ平民ト見ルト云フ処ノ趣意カラ致シマシテ、唯華族士族ダケノ族称ヲ記載スルコトニ致シマシタ、但シ家族ト戸主ト族称ヲ異ニスルコトガアリマス、戸主ガ華族ニシテ家族ガ平民デアリ、或ハ戸主ガ平民ニシテ家族ガ華族ト云フコトガアリマス、サウ云フヤウナ時ニ於テハヤハリ其戸主ト異ナル処ノ家族ノ族籍ヲ書クトシテ、第四項ヲ設ケタ次第デアリマス（後略）

華族・士族は数が少なく平民は多いため、平民の記載を省略したのだ。「何モ書カヌ時ハ平民ト見ル」のである。「戸主ガ華族ニシテ家族ガ平民デアリ、或ハ戸主ガ平民ニシテ家族ガ華族」とは、処刑・家範違反・体面汚辱などで華族にふさわしくない有爵者の家族が族称を喪失するケース（華族令第20条～第24条）や、有爵者が死亡して嗣子が襲爵せず平民になった際でも寡婦のみ華族の族称を享けるケース（華族令第5条）があった。士族も明治41年（1908）の刑法施行までは処刑による除族規定があったため、対象になったものと思われる。

第18条第3号については改正案が貴族院の本議会で審議された時にも議論になった⁽⁵³⁾。

○男爵関義臣君 委員長ニチヨット質問ガゴザイマスガ、此案中ニ平民ノ族称ト云フモノガ見エマセヌカラ、是ハ除カレタノデアラウト思ハレマスガ、此戸籍法デ除カレタノカ、一般ノ平民ノ族称ト云フモノハナクナツテシマフノカ、其辺ノコトハ委員会デハ何か御論ガアッタカドウカ伺イタイノデアリマス（後略）

○松岡康毅君（前略）委員会ニ於テモ其説ガ出マシタガ、先ヅ其先キヘ御断リ致シマスノハ、戸籍法ノ外デ、平民ト云フコトヲ用イルカ用イナイカト云フ論ハ致シマセナンダ、ト申スノハ日本ノ人民ハ日本人ト云フコトハモウ申ス迄モナイ、宜シイノデ郡市町村ニ住ツテ、戸籍ヲ持ツテ住居ヲシテ居ル者ハ日本人ト云フコトハ動カナイ、デ華族トカ特殊ノ称号ノアルノハ、是ハ称号トシテ榮譽ノ称号デ別ニ書クノデアル、日本人ハ日本人ト云フモ平民ト云フノモ同ジコトデアルカラ、ソレハモウ省イタト云フコトハソレハ御尤デアル、是ガ先輩ノ三浦君ガ居ッタナラバ、サゾ満足スルデアラウト申シテ、ソレハ少シ遺憾

ニ思ッタ位デアリマシタ…………

〔男爵関義臣君「私ガ伺ウタコトニ付テノ」ト呼フ〕

○議長（公爵徳川家達君）唯今松岡君ノ発言中デゴザイマス

○松岡康毅君（前略）最初ニ御答ヲ致シマシタ通り，兎モ角特殊ノ称号ノアル人ハ戸籍ノ上ヘ書ク，ナイ人ハ何ニモ書イテナケレバ即チ日本ノ人民ト云フ，是デ委員ハ満足イタシマシタ，此以上ハモウ別段ニ何ニモ決定シタコトモ何モゴザイマセヌ，御答ハ是ニ止メマス

質問の要旨は，①戸籍上で平民の記載を除いただけなのか，②平民の族称は廃止されるのかというものであった。まさにこれは，「平民の称記に関する建議案」・「族称の記載に関する法律案」において三浦安と関義臣の間で論争になったことである。それに対して松岡康毅（徳島県士族）は「特殊ノ称号ノアル人ハ戸籍ノ上ヘ書ク」として，それ以上は委員会において議論せず委員も満足したと回答した。即ち，平民という身分がなくなったわけではないことを確認している。この答弁の中で注目するところは，松岡康毅が三浦安の名前を出した途端に関義臣が議長から制止されているところである。改正内容も不本意な上，その名を出したことでさらに機嫌が悪くなったと思われる。その後，関義臣と松岡康毅の間で質疑応答があった後，今度は政府委員・小山温（愛知県平民）に対しても質問があった。

○男爵関義臣君 政府委員ニ質問イタシマス，今戸籍法案デ委員長ノ言ハレタ通り，平民ノ族称ヲ除キマシテ日本人…………ソレハ分カリマシタガ，付テハ他ノ諸多ノ法律規則ニ悉ク平民ト云フヤウナ明文ガアル如ク行ハレテ居ルガ，此戸籍法案ガ果シテ通過シテ実行スル時節ニハ，他ノ法律規則ニアルノハ別ノ法律トカ何カデ御取消ニナル，皆平民ト云フコトニナルデアラウカ，其段ヲ伺イタイ

〔政府委員小山温君演壇ニ登ル〕

○政府委員（小山温君）御答イタシマス，別ノ法律或ハ規則ニゴザイマスモノニ一向影響ハゴザイマセヌノデゴザイマス，戸籍ニ平民ト書キマス所ヲ略シテ書キマセヌ，是ダケノコトデゴザイマス

○男爵関義臣君 分カリマシタ

関義臣の関心はやはり，①戸籍上で平民の記載を除いただけなのか，②平民の族称は廃止されるのかという点にあった。②に関しては，戸籍法以外の法律や規則にある平民記載の是非を非常に気にしている。松岡康毅の回答だけでは不十分だったのか，政府委員・小山温に対しても同じような質問をし，「別ノ法律或ハ規則ニゴザイマスモノニ一向影響ハゴザイマセヌノデ

ゴザイマス」という言葉を聞いてこの条文を納得するに至った。結果的に三浦安の悲願は戸籍において実現し、新戸籍法は大正4年（1915）1月1日から施行された。

しかし、新戸籍法が施行されてすぐに陸軍省から次のような法令が発令された⁽⁵⁴⁾。

○陸軍省令第五号

省令其ノ他陸軍大臣ノ発シタル命令ニ依リ文書ニ族称記載ヲ必要トスルモノアルトキハ其ノ華族又ハ士族ナルトキニ限り之ヲ記載スルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年三月二十五日

陸軍大臣 岡市之助

戸籍法改正による族称の記載方法は、「別ノ法律或ハ規則ニゴザイマスモノニ一向影響ハゴザイマセヌノデゴザイマス」とされていたが、陸軍における文書の規則に影響を及ぼしたのである。関義臣の懸念が現実のものとなった。なぜ陸軍はこのような改正をしたのであろうか。発令前、省令案に対して奥平俊蔵（東京府平民⁽⁵⁵⁾）から次のような疑義が生じていた⁽⁵⁶⁾。

族称記載ニ関スル件伺

大正三年十二月八日 留守第十八師団参謀長奥平俊蔵

陸軍省副官管野尚一殿

戸籍法改正ノ結果平民ナル族称ハ記載セサルコトニ被定候モ一般ノ書類ニ於テ之ヲ記載セサルトキハ華士族ニ関シ何府県華士族ト記スルニ係ラス平民ニ関シテハ単ニ何府県ト記載スルコトトナリ異様ノ感有之候ノミナラス他ノ法規ニハ之ヲ記載セサルコトニ付何等ノ法文ナキヲ以テ陸軍ニ於テ取扱フ一般ノ願書其他ノ書類ニハ平民ノ族称ヲ記載スヘキモノト見解処居候モ聊カ疑義相生シ条何分御指示相成度候也

この平民の将校は、本籍の後ろに華族・士族のみを記し平民を記載しないことに違和感を示している。また戸籍法以外の法規で平民の記載を省略する法文が無いことについて触れ、陸軍における平民記載省略に疑義を呈した。この伺いに対して陸軍省副官の管野尚一（山口県士族）は、「司法省ガ事務簡捷上戸籍ニ於テ平民ヲ除ク以上陸軍ニテ守旧主義ヲ取ルハ適當ナラス」として意見を棄却した。以下はその詳細である。

戸籍法ニ於テ平民ナル族称ヲ記載セサルコトト定メラレタルハ平民ノ称ヲ以テ族称ニ非ストスルノ趣旨ニ非スシテ族称ノ記載ナキモノハ平民ナリト解シ得ヘキカ故ニ事務簡捷ノ趣

旨ニ基キタルニ他ナラズ

陸軍ニ於テ取扱フ一般願書等ニ付テハ何等戸籍法ニ拘束セラルルコトナシト雖若□□□平民ナル族称ヲ記載セシムル必要ナキニ於テ族称ノ記載ナキハ平民ナリトスルコトモ一方法ナルヘシ要ハ陸軍ノ便宜如何ニ依リテ決定スヘキナルモノナルヘシ

まず戸籍法において平民の記載をしなくなったことは、族称の記載がない者は平民と解釈することを確認している。次に陸軍の改正案は戸籍法改正に拘束されたわけではないものの、平民を記載しないことは一つの方法であるとして陸軍の便宜上の都合で決定した。

こうして陸軍では、(規則上は)陸軍大臣の定めた文書に平民を記載することが無くなった。この改正を受け、大正4年(1915)12月25日、和歌山市主催の全国各市区連合協議会において「族称ノ記載方ハ一般ニ涉リ適用セラレンコトノ法規制定ヲ望ム」ことが議決され、政府に建議書として提出された。以下はその理由文である⁽⁵⁷⁾。

改正戸籍法ニ依レハ戸籍ニ記載スル族称ニ関シテハ華族又ハ士族ナルトキニ限ルモノトアリ又本年三月陸軍省令第五号ヲ以テ陸軍ニ関スル文書ノ族籍記載ニ於テ幾部省略簡捷ノ途ヲ開カレタリ然ルニ未ター一般ニ涉リ適用シ能ハサル為メ反テ錯雑ニ陥リ易キ虞アリ従テ簡捷ノ効果ヲ見ルヲ得ザルヲ以テ之ヲ広ク一般ノ文書ニモ適用シ得ラルル如ク相当法規ノ制定アランコトヲ望ム所以ナリ

「戸籍や陸軍の文書で族称は華族・士族に限って記載することになったが、一般文書にも適用しなければ簡捷どころか錯雑に陥りやすくなる恐れがある。」というのだ。関義臣の懸念が広がりをみせてきた。この建議書と関連があるかは定かではないが、陸軍省に遅れて約2年後、海軍省でも大臣の定めた文書には華族・士族のみを記載することとなった⁽⁵⁸⁾。また、内務省においても指令書などを発給する場合、同様に記載することとされた⁽⁵⁹⁾。

このように、戸籍など一部の文書において族称の記載を華族・士族に限るとする方法は、「異様ノ感有之候」・「錯雑ニ陥リ易キ虞アリ」と評された。実際、第1章第3節で触れた「士族名称廃止に関する請願」の請願者は「既ニ平民ノ称号自然廃止トナリ」と誤解している上、井戸田博史氏が「戸籍用紙『族称欄』族称文字の削除」および「平民族称と戸籍法」で指摘するように『国史大辞典』にさえ誤った記述がある。当時の戸籍法の解説書でも、「平民ナル族称ヲ廃止シタルモノナリト速断スル者アレトモ(中略)平民ノ族称ハ依然存在スル」⁽⁶⁰⁾などと回りくどい説明をせねばならないほどであった。

加えて、大正4年(1915)に新戸籍法が施行される前の戸籍(新戸籍に改製前の戸籍原本)の謄抄本も平民の文字は記載されたまま交付されており、「現在平民ナル族称ハ廃止サレタル

二不拘之ヲ記載シアルハ如何ナル理由ナリヤ」・「平民ト記載シアルタメ差別的ノ誤解ヲ招ク虞アルヲ以テ削除サレタシ」などの申し出が再三あったという⁽⁶¹⁾。ちなみに、陸軍や海軍などで平民の記載を廃止したのはあくまで規則上のことであり、実際には履歴書や軍隊手帳などの族称欄にその記載がある事例も数多く見受けられる⁽⁶²⁾。

第2節 「因襲打破に関する建議案」とその影響

大正12年(1923)3月15日、横田千之助外6名より衆議院へ「因襲打破に関する建議案」が提出された。これはまず、3月24日に本会議で審議された⁽⁶³⁾。以下はその建議文である。

政府ハ士族平民ノ族籍上ノ差別ヲ廃シ且帝国臣民ノ間ニ於テ其ノ一部ニ対シ特ニ侮蔑的称呼ヲ為シテ階級的差別待遇ヲ為スカ如キ因襲ヲ成ルヘク迅速ニ一掃スル為適切ナル積極的方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

右建議ス

即ち、①士族・平民の廃止、②侮蔑的称呼や階級的差別の一掃を目的としたものであった。①についてはこれまで何度も国民から請願されていたことであるが、大正12年(1923)になって初めて代議士から建議されたのである⁽⁶⁴⁾。

横田千之助が士族・平民の廃止を唱えたのは、因襲から生じたその区別を未だに置いておくのは時代錯誤であり、繁文縟礼にも影響するところは少なくないと考えたからであった。また、「一部ノ士族ト云フ人々カラシテ、種々ノ反対ノ意見ヲ寄セテ来ル人ガアツタ」として身分意識が残っていることを証明し、「自己ハ士族ナルガ為ニ、優越シタル国民ダト云フガ如キ考ヲ持ッテ居ル者ガ、十人デモ二十人デモアルト云フコトナラバ、是ハ以テノ外デアル、此意味ニ於テ此士族平民ノ族称ト云フコトヲ廃サナケレバナラス」と本建議案の趣旨を説明している。

士族・平民の廃止に対して、鈴木富士彌より「華族ニ対シテハ提案者ハ如何ナル考ヲ有ッテ居ラレルノデアルカ」という疑義が生じた。その後、族称には華族・士族・平民があることに触れ、その内、士族・平民は政治上も社会上も同一の待遇を受けていることを確認した。また平民の原敬が内閣総理大臣になった例を挙げ、「頗ル機宜ニ適シテ居ル事デアルガ、又見方ニ依リマシテハ廃セザルモ亦可ナリト云フ意見モ立ツダラウト思ヒマス」と発言している。そして、士族・平民という文字を出した以上は華族にも言及しなければ徹底を欠くとして見解を求めた。それに対して横田千之助は、士族・平民は実質に区別がないにも関わらず空称があるからいけないのであって、華族は政治的に特殊であり憲法の天皇大権事項(ひいては憲法改正)にも関わることとなるからこの建議案では触れないと回答している。

結局、「因襲打破に関する建議案」は委員会に付託されることとなり、本会議の翌日(3月

25日)に改めて審議された⁽⁶⁵⁾。委員・永屋茂から建議案に対する意見を求められた政府委員・塚本清治は、士族・平民の廃止について以下の様に答弁した。

○塚本政府委員 族籍中士族平民ノ称呼ヲ廃止スベキヤ否ヤニ関シマシテ、政府ニ於キマシテモ篤ト調査攻究ヲ遂ゲヤウト存ジマス、建議案ノ趣旨ノ在ル所ハ了解致シテ居リマスルガ、篤ト調査ヲ致スコトニ致シタイト思ヒマス (後略)

○藤井委員 (前略) 此士族平民ノ称呼ヲ廃止スルト云フコトハ、其方法ハサウ困難ナ事デアルマイト思ヒマス、此士族平民ノ称呼ヲ廃止スルニ付テハ、御調査ニナリマシタラ容易ナ事デアラウト思ヒマス (後略)

○塚本政府委員 士族平民ノ族籍上ノ称呼ヲ廃スルカ否カニ付テハ、前ニ申上ゲル通り篤ト調査研究ヲ遂ゲタイト思ヒマス (後略)

その後、委員・福井甚三が政府委員・塚本清治に士族の数を質問し、「士族ノ数ハ分リマセス、其統計ガ無イノデアリマス」と回答を受けているが、その他に士族・平民に関する答弁はなかった。最終的に、委員会において「因襲打破に関する建議案」は満場一致をもって可決された。以下は、委員会の出席者とその立場および本籍族称である。委員は理事の長田桃藏を除いて、全員平民であった。

氏名	立場	本籍族称
龍野周一郎	委員 (委員長)	長野県平民
長田桃藏	委員 (理事)	京都府士族
福井甚三	委員	大阪府平民
大石大	委員	高知県平民
横田千之助	委員	栃木県平民
永屋茂	委員	広島県平民
鈴木富士彌	委員	東京府平民
藤井啓一	委員	山口県平民
星島二郎	委員	東京府平民
後藤文夫	内務省警保局長	大分県士族
塚本清治	社会局長官	兵庫県平民
田子一民	社会局部長	岩手県士族
池田寅二郎	司法省民事局長	佐賀県士族
林頼三郎	司法省刑事局長	埼玉県平民

※本籍族称は、『人事興信録』第7版(1925)を基に作成。横田千之助および永屋茂は第6版(1921)、藤井啓一は第8版(1928)の情報⁽⁶⁶⁾。

委員会の翌日(3月26日)、衆議院本会議にて委員長の龍野周一郎から特別報告があり、こちらでも満場一致で可決され⁽⁶⁷⁾、「因襲打破に関する建議案」は政府に送付された⁽⁶⁸⁾。審議過

程において士族・平民の廃止に関することは、①華族はどうなるのか（本会議）、②士族の数はどれくらいか（委員会）程度にしか問題にならず、反論もなく可決された。この年、横田千之助は『因襲打破論』を出版し、差別撤廃に意欲を見せている。翌年には、加藤高明内閣に司法大臣として入閣したものの、結果として士族・平民の廃止は実現できなかった。その背景には、士族の大反対があったのだ。

「因襲打破に関する建議案」が提出された翌日（3月16日）、成瀬関次によって池袋に士族敬称廃止反対同志会が設立され、衆議院議員・貴族院議員及び全国数十万の士族に檄を飛ばして一大運動が開始された⁽⁶⁹⁾。この士族敬称廃止反対同志会はあくまで因襲打破の建議案全体に反対しているわけではなく、士族の廃止に限って反対しており水平社に反対するものではないことを表明している。また、成瀬関次は、①士族の称号は既得権であり普通選挙を認めない立憲政友会がその撤廃をしようとするのは矛盾すること、②士族の廃止よりも華族の墮落の方が先決問題であるとの考えを持っていた⁽⁷⁰⁾。この動きが多く新聞に取り上げられることで士族敬称廃止反対同志会は世間に知られるようになり、全国各地からの賛同申し込みが二万余人にも及んだ。3月24日には、成瀬関次以下十数名の委員が議会に赴き、衆議院各政派の士族出身の議員に面会して陳情している⁽⁷¹⁾。

3月26日、成瀬関次らは今後の積極的運動に着手すべく警視庁に正力官房主事を訪問して「これから直接運動に移る或は多少の犠牲者を出すかもしれないから宜しく」と了解を求め、全国の同志に500通の急電を飛ばした。その後、内務大臣の水野錬太郎に会見を求め、秘書官を通じて陳情した⁽⁷²⁾。またこの日は、元鹿兒島藩士で島津家の家老格一万石を領したという榊原某が60余歳で病軀を押して郷里から上京し、「もし政友会がこの儘之に賛成したら今後士族は全部政友会を脱会し次の選挙には床次総務を蹴落として見せる」と息巻いたようである。

そのような動きがある中、3月31日の朝日新聞において「大弱りの横田氏 因襲打破の建議案提出から刺客につけ狙はる」との報道があった⁽⁷³⁾。自邸で刀を携えた者に襲われたり出入りに怪しい者が尾行することもあるので、警視庁では三名の刑事を昼夜交代で同家に張り込ませ、外出の際も自動車の中に刑事二名が相乗りして警護するようにしたそう。横田千之助は、「因襲打破は天意の命ずる所であるのだから、身を賭してやる覚悟なのだ」と意気込みを見せつつも、「今の時代に士族がこんな反対をすることは夢にも思わなかった」と弱ってしまったようである。

4月15日、小石川伝通院において士族廃止に反対する士族大会の打ち合わせ会が行われた⁽⁷⁴⁾。そこでは士族大会を開く第一歩として全国各藩の代表委員会を開くこと、会の名称・会長・今後の運動方法を定めること、士族会館建設の提案をすることが決定された。また、因襲打破の首唱者である横田千之助を招いて立会演説を行わせるという案も盛んに出ていたそう。委員は連日各方面で活動し、旧主君をも歴訪して。土佐の山内豊景（侯爵）は「階級打

破には大賛成だ、従って士族存続には反対である」「併し華族廃止は未だ考へて居ない」という意向で、将軍家の徳川家達（公爵）は「賛否とも決しない」という考えだった⁽⁷⁵⁾。

4月19日、東京朝日新聞に「士族各位に告ぐ」というタイトルで全国士族大会を開催する旨の広告が掲載された⁽⁷⁶⁾。目的は、「本年三月衆議院を通過せる士族々称廃止の建議案に反対及び全国士族会設立に関する相談」とある。出席資格は「士族及び其分家」であり、平民でも士族の分家であれば出席できたようだ。なお、参加者は旧藩名などを記した名刺を持参することとなっていた。この「全国士族大会」は「全国士族準備大会」と訂正され、また同紙の4月21日号で「全国士族会発会式（正午明治会館）」と再度宣伝された。

4月22日、神田猿樂町の明治会館で大会は開会され、次のような決議文が朗読された⁽⁷⁷⁾。

第四十六議会に於て衆議院を通過せる因襲打破の建議案中士族族称廃止に関する一項は吾人の既得権を侵害し中堅階級を蹂躪し延て国家を廢頽に陥れんとする提案なりと認む依て吾人は絶対的の反対を表明しその実施を阻止すると同時に斯る案件をして再び台頭の機なからしめんことを期し極力之が実行に力む右決議す
此機会に於て全国士族は一致団結して名実共に国家の中堅たらんことに力む

読売新聞はこれを「妙てけれんな決議文」と表現している。この後の演説では、「横田千之助を一刀両断にせよ」、「エライのは我々の祖先で我々がエライのではないから自重しなければならぬ」、「徒に騒ぐだけではなくこの会を思想的なものにして社会を善導し度い」など、様々な意見が存在したようだ。演説が終わると議事に入り、①今秋か来年の議会の前後に東京で大会を開くこと、②全国士族会を組織して機関雑誌を発行すること、③資金を募って士族会館を建設すること、④横田千之助に警告文を発すること、⑤文部・内務・宮内各大臣及び枢密院議長に陳情書を提出すること等が決議された。多くの新聞で面白おかしく記事にされているが、これが士族廃止反対運動の中で最も注目された活動となった。

5月には名古屋市でも士族大会が開催され、愛知県知事・川口彦治（宮崎県士族）が内閣総理大臣・加藤友三郎（男爵）、内務大臣・水野錬太郎（東京府士族）、宮内大臣・牧野信顕（子爵）、警視総監・赤池濃（長野県平民）の4名にその状況を報告している⁽⁷⁸⁾。その後、全国士族会は法律博士・磯辺四郎（富山県士族）を顧問に迎えたり成瀬関次が『士族』（成文舎、1923）を出版するなどの動きがあったが、関東大震災以降、主たる活動を追うことはできなかった。昭和3年（1928）、「士族優遇に関する請願」⁽⁷⁹⁾が提出され、その請願書の文中に「大正十二年三月全国ノ士族締盟ノ議成リ全国士族会ト称シ我カ浜松在住ノ士族モ亦之レニ加ハリ全国士族会浜松支部ヲ設ケ既ニ五周年ニシテ此間盟約ヲ履シテ」との文言があるため、その後も活動を続けていたものと思われる。

昭和13年(1938)、この時期に士族・平民の廃止が実現しなかった原因は、士族の大反対にあったことを司法次官・岩村通世が明かした(第3章で後述)。また、「因襲打破に関する建議案」の本会議において鈴木富士彌(東京府平民⁽⁸⁰⁾)は「見方ニ依リマシテハ廢セザルモ亦可ナリト云フ意見モ立ツダラウト思ヒマス」と発言しており、紫安新九郎(兵庫県平民⁽⁸¹⁾)は「士族平民ノ称呼ニ対シマシテハ、私ハ廢スルモ可ナリ、存スルモ可ナリ位ニ思ッテ居リマス」という意向だったため、一部の平民からはさほど価値を置かれていなかった。横田千之助がこの2年後に死亡していることも、廃止に至らなかったことと無関係ではないと思われる。

第3章 昭和期における族称を巡る動き

昭和13年(1938)3月23日、衆議院の請願委員会において「族籍改称に関する請願」が議題に上がった。以下はその議事録の全文である⁽⁸²⁾。

○信太委員長 第四分科、日程第一族籍改称ニ関スル件文書表第九百二十六号——紹介議員大野伴陸君

○坂東委員 是モ此処ニアル通りデアリマスカラ、政府ノ御意見ヲ御伺致シマス

○藤田政府委員 今事変ニ際シマシテ、我ガ国民ガ一致協力能ク銃後支援ノ実ヲ挙げテ居リマスコトハ真ニ感謝ニ堪ヘヌ所デアリマシテ、此国民ノ赤誠ニ酬イル為ニ有ユル努力ヲ吝シムモノデナイコトハ全ク御同感デアリマス、併ナガラ現在ニ於キマシテ、請願ノ趣旨ノ平民ト云フ称ガ一般ニ輕侮ノ念ヲ以テ迎ヘラレテ居ルト云フコトニ付キマシテハ、殆ド左様ナコトハナイヤウニ存ズルノデアリマス、且ツ此平民ト云フ称ヲ止メマシテ、庶民其他ノ称ヲ以テ之ニ代ヘマスコトガ果シテ適當デアルカドウデアルカト云フコトニ付テ、更ニ考慮ノ必要ガアルト存ズルノデアリマス、政府ニ於キマシテハ国民ノ赤誠ニ酬イル為ニ有ユル努力ヲ吝ミマセヌコトハ只今申上ゲマシタ通りデアリマスケレドモ、其方法ノ一ツトシテ、庶族其他ノ称ヲ以テ平民ノ称ニ代ヘルト云フコトニ付テハ、十分考慮シナケレバイカヌカト思ヒマス

○坂東委員 参考送付ニ御願致シマス

○信太委員長 政府参考送付ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○信太委員長 御異議ナケレバ政府参考送付ニ決シマシタ

この請願の要旨は、「平民の称が一般に輕侮の念で迎えられているから改称してほしい」というものであった。これまで士族・平民の身分廃止を求めた請願はあったが、このような請願は外に例を見ない。第2章第1節で述べたように、戸籍における族称欄の平民記載は大正3年

(1915)の戸籍法改正で家族が戸主と族称を異にするときを除いて省略されたが、この戸籍法が施行される前の戸籍(新戸籍に改製前の戸籍原本)の謄抄本も平民は記載されたまま交付されていた。また、平民の族称自体は存続していたため、文書に記載を求められることがあった。

国民の大多数は平民であるが、その称は本当に軽侮の念で迎えられていたのであろうか。この史料で政府委員・藤田若水(愛媛県平民⁽⁸³⁾)は、「殆ど左様ナコトハナイヤウニ存ズルノデアリマス」と発言している。藤田若水は平民なので、この発言の信憑性は高いと言えるだろう。しかし、平民の称を快く思わない者も存在した。大正12年(1923)の読売新聞⁽⁸⁴⁾に、「士族(中略)を撤廃すべき第一の理由は、何よりも『平民』といふ文字が与へる不愉快で不合理な印象にある」と書かれた記事がある。また、『忠君愛国皆士族論』にも以下のようにある⁽⁸⁵⁾。

仰も帝国の戸籍に華士族、平民とあれども元来平民の称号は特に面白からず、切めて平族とか衆族又は普族なら宜しきも、平民とある為め華士族より特に賤劣なるもの、如く誤解せられ人に不愉快の感を与へ吾々も亦面白からざる嘆を懐きたり

平民の称を不愉快に思う者は、一定数存在したのだ⁽⁸⁶⁾。「族籍改称に関する請願」が衆議院で審議されるちょうど一か月前(2月23日)には、関東地方融和事業専務職員の会議において族称の差別性が問題になっており、3月16日の全国中堅青年研究協議大会に提案されて全会一致決議された。その手続きは中央融和事業協会に一任され、会長・平沼騏一郎(男爵)の名をもって「族称ノ取扱ニ関スル陳情書」⁽⁸⁷⁾が内閣・外務・内務・海軍・陸軍・大蔵・文部・農林・商工・通信・鉄道・拓務・司法・宮内の各省大臣及び企画院総裁に提出された⁽⁸⁸⁾。以下、陳情内容である。

従来諸般ノ文書ニ族称ヲ記入スベキコトニ相成居候ハ単ナル因襲ニ基クモノニシテ現在何等実益ナキノミナラズ融和促進上支障尠カラズト認メラレ候ニ就キ爾今之カ記載ヲ要セザルコトニ致シ度此段及陳情候也

「族称の記載に関する法律案」(第2章第1節で前述)の特別委員会において、政府委員として審議に参加していた平沼騏一郎(東京府士族)は、「現今公簿ノ上ニ族称ヲ記載スルコトハ極メテ必要ノ理由アリ」⁽⁸⁹⁾と平民の記載廃止に消極的だったが、それから30年近く経過して真逆のことを政府に陳情することとなったのである。それはともかく、この陳情を受けて司法省は華族・士族称呼に及ぼす影響、思想上の影響等を研究した結果、民事局長通牒(昭和13年6月13日民事甲第722号)⁽⁹⁰⁾を地方裁判所宛に発した。以下、原文である。

戸籍法施行細則附録第一号様式ニ付テハ戸籍法第十八条第三号ノ規定ノ趣旨ヲ參酌シ自今新用紙ヲ調整スルニ当リテハ「族称」ナル文字ハ予メ印刷セザル様（記載例、戸籍法第十八条第三号ニ付テハ「華族」又ハ「士族」ノ記載ハ右空欄中ニ之ヲ為シ「平民」ノ記載ハ之ヲ為サズ、同条第四号ニ付テハ氏名欄中ニ同様ノ空欄ヲ設ケ其ノ中ニ「平民」ト記載ス）貴管内各市町村長ニ対シ御通達相成度此段依命及通牒候也

つまり、これから戸籍用紙を調整する際は族称欄の「族称」の印字をしないことになったのである。ただ、戸籍法第18条第3号「戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族称」に変更があるわけではなく、族称を記載する欄そのものがなくなったわけではなかった。翌年出版された『戸籍制度』では、戸籍の各欄を紹介しているが、この空欄を「沿革的に族称欄と呼ぶけれども華士族の記載欄とでも云ふべきか」⁽⁹¹⁾と評し、75頁にてこれを「華士族欄」と呼称している。

昭和13年（1938）6月16日、次官会議が開催され、その際に司法次官・岩村通世（東京府平民）が各種文書に族称を記載するのを最大限やめようという趣旨の提案をした⁽⁹²⁾。戸籍を除く文書の族称記載は、官衙の規則を変更することで改廃することができる。これをきっかけとして7月11日、①任命等で内閣に提出する履歴書の記載例中「府県族籍」とあったものを「本籍地府県」に改め、②「旧族籍」の欄を削除し、③族称は華族のみ「本籍地府県」の欄に記載する旨の通牒⁽⁹³⁾が発せられた。続いて7月14日、次官会議で①今後は必要がある場合を除いて履歴書や諸願書等における平民の記入を廃止すること、②族称又は族籍の不動文字を削除すること、③既に印刷してある用紙は適宜抹消の上で使用すること等が申し合わされた⁽⁹⁴⁾。

この申し合わせでは、華族・士族の肩書を適當の箇所に記入することは可とされていたが、海軍省の改正でも族称の記入は華族に限ることされた⁽⁹⁵⁾。陸軍省においても多くの文書（陸軍兵籍⁽⁹⁶⁾・陸軍文官名簿⁽⁹⁷⁾・陸軍戦時名簿⁽⁹⁸⁾など⁽⁹⁹⁾）から族称欄が廃止され、こちらでも士族の記載が抹消された。文部省も同様の通牒を発したようである⁽¹⁰⁰⁾。昭和14年（1939）になると、陸軍は軍隊手帳からも族称欄を廃止した⁽¹⁰¹⁾。大正元年（1912）に茨城県から政府に意見書（第1章第3節で前述）として提案された施策が30年近く経過してようやく実現したのだ。

しかし何故、政府は士族を廃止しなかったのでしょうか。この理由について司法次官・岩村通世は次のように語っている⁽¹⁰²⁾。（この談話は、戸籍について述べているものである。）

岩村司法次官の談

（前略）士族も書く必要がないのではないかといふ議論もあつたがこのことは先年横田法相時代にも一度大議論が行はれ祖先の槍一と筋の勲功を伝える唯一のものであると大反対があつて士族抹殺を断念したほどで、この方は法文に明記してあるのだから法律を改正しなければ出来ないことになつてゐる

つまり、戸籍法第18条第3号「戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族称」を改正すればできないことはないのだが、前例に鑑みてそこまで踏み込まなかったのだ。横田千之助が司法大臣に就任したのは「因襲打破に関する建議案」を提出した翌年の大正13年（1924）なので、可決後も士族廃止の議論が続いていたのであろう。明治42年（1909）、衆議院において採択された「士族及平民の称号に関する請願」で士族・平民の廃止が「必スシモ利ナキニ非スト雖好テ事端ヲ滋クスルノ嫌ナキ能ハス」という理由で採納されず、大正6年（1917）に同様の請願が出た時もそれを踏まえて採納されなかったことは第1章第3節で論じた。即ち、士族・平民という形骸化した身分が長く存続した原因は、それを廃止することが事件の発端になりかねないと政府に危惧され続けてきたためであった。

敗戦後、日本は民主化を進めることになる。昭和21年（1946）9月12日に、「官庁事務簡素化の爲族称記載竝捺印廃止の請願」⁽¹⁰³⁾、10月1日に「位階勲等竝族称廃止に関する請願」⁽¹⁰⁴⁾が衆議院の諸願委員会で議題となり、政府に参考送付された。10月3日には、「族称中士族平民の呼称廃止に関する建議案」⁽¹⁰⁵⁾が衆議院で審議されている。以下はその建議文だ。

族称中士族平民ノ呼称今尚ホ使用セラレ居ルハ、封建制度ノ残物ニシテ、民主主義ノ徹底ニ反スルコト最モ甚ダシ、依テ速ニ廃止セラレンコトヲ望ム。

右建議ス。

提出者は、代議士・北村徳太郎（長崎県平民）であった。因襲打破に関する建議案から20年以上経過して再度、士族と平民の廃止が建議されたのだ。委員会は以下のように可決された⁽¹⁰⁶⁾。

○水田委員長代理 次ハ本日ノ日程第一、族称中士族平民ノ呼称廃止ニ関スル建議案——提出者ノ出席ガゴザイマセヌノデ、趣旨ニ基イテ直チニ政府委員ノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○井出政府委員 建議ノ趣旨ヲ書面ニ依ツテ拜見致シマシタノデ、之ニ基キマシテ政府ノ所信ヲ述ベテ置キタイト思ヒマス、呼称廃止ノコトデアリマスガ、戸籍ニハゴザイマスケレドモ、法令制度等デ是ノ記載ヲ強要シテ行クト云フコトハ漸次減ツテ来テ居リマス、又實際通常慣習トシマシテモ漸次減ツテキテ居リマスノデ、今日之ヲドウシヨウト云フ処置モ要ラナイト思ヒマスガ、憲法改正ヲ機ト致シマシテ、各般ノ法令ヲ整備セントシテ政府モ計画致シテ居リマシテ、士族ノ族称ヲ廃止スル方向ニ既ニ方針ヲ決メマシテ、近クソレガ実現スルト思ヒマスカラ、此ノ建議書ノ趣旨ノ通りニ近クナルヤウニ考ヘテ居リマス

○鹿島委員 可決サレンコトヲ望ミマス

○水田委員長代理 本案可決ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○水田委員長代理 本案ハ可決致シマシタ

注目すべき点は、政府委員・井出成三（京都府平民⁽¹⁰⁷⁾）が「今日之ヲドウシヨウト云フ処置モ要ラナイト思ヒマスガ」とわざわざ前置きしている点である。士族は、平民からさほど念頭に置かれぬ存在となっていた⁽¹⁰⁸⁾。その後、内務省は「族称中士族平民の呼称廃止等に関する法律案」の準備を進め、昭和21年（1946）12月29日の読売新聞に「士族、平民の呼称廃止 法律案、今議会に提出準備」という記事が掲載された⁽¹⁰⁹⁾。但し、この法案は他の法案に合併されることになる⁽¹¹⁰⁾。

昭和22年（1947）になり、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律案」が提出された。この法律案の目的の一つは、日本国憲法施行に際し不必要となる法令を廃止することにあつた。士族の族称もその中に入ったのである。衆議院における審議で政府委員・入江俊郎（東京府士族）は士族について次のような趣旨説明を行った⁽¹¹¹⁾。

（前略）明治二年行政官達、士族の称に関する件、以下太政官布告は、いずれも士族制度に関するものですが、士族制度は別段法律上特権を伴うものではありませんが、階級の別を示す呼称を存続せしめることは、新憲法の精神に副わないものと考えまして、これを廃止することにいたしましたのであります。（後略）

これに対する意見は一つも出なかった。また10日後の貴族院における審議でも同様の答弁をしている⁽¹¹²⁾が、そちらでも意見が出ることはなく可決された。こうしてこの法律案は昭和22年法律72号⁽¹¹³⁾となり、日本国憲法の施行日に発効した。これによって廃止された士族の族称に関する法令は以下の5つである。

明治2年6月25日行政官達（士族の称に関する件）

明治5年太政官布告第29号（世襲の卒士族に編入伺出方に関する件）

明治5年太政官布告第44号（郷土士族に編入伺出方に関する件）

明治7年太政官布告第73号（華士族分家者の平民籍編入に関する件）

明治13年太政官布告第3号（士族戸主死亡後に於ける族称廃絶に関する件）

ここには平民が入っていないが、それはどうなったのであろうか。平民を廃止した法令を探してみたところ遂に見つからなかった。第1章第1節で触れたように、そもそも平民を族称と

して規定した法令は存在しないのである。公卿・大名を華族、武士を士族をとしたことでそれ以外が平民になったように、華族・士族を廃止したことによって平民も自然消滅したものと思われる。こうして族称は、日本国憲法の施行と同時に廃止された⁽¹¹⁴⁾。

終章

これまで明らかにした通り、士族・平民という形骸化した身分が80年近く存続した原因は、かつて武士であったことを示したい士族の承認欲求にあり、その廃止は事件の発端になりかねないと政府に危惧され続けてきた。実際、大正12年(1923)に衆議院で士族・平民の廃止が建議された際は、反対運動が起こっている。ところが憲法を改正せざるを得なくなり、その精神に沿わないため廃止に至ったのだ。その頃には、廃止の建議において平民の政府委員からもさほど念頭に置かれぬ存在となっていた。また、族称は家の階級に対する称呼であるため、家制度がなくなってしまう以上は存続が困難だったものと思われる。

私はかつて、このテーマの先行研究者である井戸田博史氏から、「分厚い戸籍を見たことがある。」という話を聞いた。なんでも、戸主(士族)と続柄も生活実態も遠く離れている家族が平民になることを嫌って分家しなかったため、記載人数が無限連鎖講のように増えたのだという。その際に、「族称が廃止された後でも、族称欄が削除されていない宿帳に士族と記入していた例もあった。」という話も聞いた。私が知る限りでも、士族が廃止されて40年以上経過しているにもかかわらず著書の奥付でその旨を記している者がいる⁽¹¹⁵⁾。

また、宮内庁書陵部でも興味深い事例を見た。「位階録」という宮内職員や華族などに叙位した際の裁可録なのだが、そこには受位者の履歴書が綴られている。宮内省の履歴書の様式⁽¹¹⁶⁾には族称だけでなく旧藩を記入する欄⁽¹¹⁷⁾もあり、それが少なくとも昭和21年(1946)まで使用されていた。その欄は時代を経るごとに空欄にする者が多くなるのであるが、昭和期のもので族称は平民でありながら旧藩は幕臣と記入していた者がいたことを鮮明に記憶している。幕臣は藩ではないが、この平民は自身が武士の流れであることを示したかったのだろう。

上記の様に、武士であったことを明示することができるのは名誉なことだった。士族の称は、旧武士階級にとって公的に認められた貴号であり、自尊心を満足させたのだ。それを無くしてしまうと反感を買ってしまう恐れがあるので、政府は士族・平民の廃止に利点がないわけではないことを認識しつつも、好んでそうしようとはしなかったのである。江戸時代の煩雑な身分を解体するにあたり華族・士族を置いた政策は、単に階級の整理だけでなく、反発を抑える上で経済効率の良い統治手段であったに違いない。

謝 辞

本稿は、平成 23 年（2011）1 月に明治大学へ提出した卒業論文を雑誌掲載にあたって加筆・修正したものである。この度、論文を推薦して下さった指導教員（当時）の山田朗先生、ご助言頂いた井戸田博史先生にこの場を借りて感謝申し上げたい。

注

- (1) 『日本文化史研究 第 19 号』（帝塚山大学奈良学総合文化研究所，1993）44～63 頁。
- (2) 『帝塚山短期大学紀要 人文・社会科学編・自然科学編 第 31 号』（帝塚山短期大学，1994）51～66 頁。
- (3) 『生活文化史 第 25 号』（日本生活文化史学会，1994）13～28 頁。
井戸田博史『氏と名と族称－その法史学的研究－』（法律文化社，2003）167～197 頁。
- (4) 但し、族称文字削除の経緯については、小山三郎／編『融和事業研究第五輯』（中央融和事業協会，1938）25～35 頁に掲載されている小山三郎「族称廃止の経過」が基になっている。
- (5) 身分登記制とは、各人毎に生死・婚姻等の事項を身分登記簿に記載し、戸主を筆頭とする戸籍簿に転記する制度である。戸籍事務・保管が煩雑であるにもかかわらず身分登記簿があまり利用されないことが批判され、大正 3 年（1914）の戸籍法改正で廃止された。
- (6) 京大日本史辞典編纂会／編『新編 日本史辞典』（東京創元社，1990）441 頁，フランク・B・ギブニー／編『ブリタニカ国際大百科事典 小項目辞典 3 第 2 版改訂』（ティビーエスブリタニカ，1993）308 頁，永原慶二／監修『岩波日本史辞典』（岩波書店，1999）531 頁，黒川雄一／発行『日本歴史大辞典 2』（小学館，2000）366 頁の「士族」でも身分登記制に触れている。身分登記制の「身分」とは親族法・相続法上において有する地位であり、族称の記載とは関係がない。なお注 (60)『改正戸籍法解説』861 頁によると、この身分と区別するために族称という新術語が定まったという。
- (7) 例えば、極東国際軍事裁判の裁判記録内にある重光葵の履歴書にも平民の文字が見受けられる。
「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A08071298700，A 級極東国際軍事裁判記録（和文）（NO.126）（国立公文書館）」2 画像目。
- (8) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A06051288500，前田実雇ヲ命スル件（国立公文書館）」
- (9) 「第 31 回帝国議会衆議院 戸籍法改正法律案外 3 件委員会議録（速記）第 6 回」59 頁。
- (10) 当時の戸籍において家族とは、戸籍用紙に記載されている戸主以外の者を指す。
- (11) 明治 2 年 6 月 25 日行政官達。内閣官報局／編『法令全書（第 2 巻）』（原書房，1974）238 頁～239 頁。
- (12) 内閣官報局／編『法令全書（第 4 巻）』（原書房，1974）337 頁。
- (13) 兼子靖議『戸籍法釋義』（大同書院，1926）23～24 頁。
- (14) 明治 5 年太政官布告第 335 号。内閣官報局／編『法令全書（第 5 巻－1）』（原書房，1974）230 頁。
- (15) 山田善之助『改正戸籍法正解』（法典研究同志会，1914）332 頁。
- (16) 古仙常吉／編『全国 親族・相続・戸籍・寄留 決議大系 上巻』（明倫館，1944）84 頁。
- (17) 内尾直二／編『人事興信録 第 14 版』（人事興信所，1943）ト 21 頁。
- (18) 明治 7 年太政官布告第 73 号。内閣官報局／編『法令全書（第 7 巻－1）』（原書房，1975）67 頁。
- (19) 宮尾時司・古口文平／編『改氏改名法規實例類集 附士族称関係例規』（雄山閣，1925）140～144 頁。
- (20) 前掲書 164～181 頁に処刑と族称に関する伺・指令・回答・通牒が集録されている。
- (21) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C13080017700，明治 10 年陸軍職員録（1）（防衛省防衛研究所）」2 画像目。
- (22) 吉川秀造『全訂改版 士族授産の研究』（有斐閣，1942）14 頁。
- (23) 時を同じくして、大正 12 年陸達第 52 号で停年名簿（陸軍における将校などの名簿）からも族籍が削除されている（C02031112000）。理由は、登録の必要がないとされたためであった。その後、停年名簿の族称は記載しておいた方が便であるとされ昭和 9 年陸達第 32 号で復活し（C01001282800）、派閥の関係を揣摩臆測する縁因ともなる嫌いがあるとして昭和 11 年陸達第 43 号でまた削除され（C01001457200），

昭和12年陸達第49号で便宜上の都合により再度復活した(C01001457300)ものの、司法次官・岩村通世の提案(第3章を参照)をきっかけに昭和13年陸達第60号で削除されている(C01001579200)。

※カッコ内は、根拠となる史料(アジア歴史資料センター)のレスファンスコード。

- (24) 「読売新聞」1902年11月20日 朝刊4面。
- (25) 「読売新聞」1887年9月23日 朝刊3面。
- (26) 「読売新聞」1923年7月5日 朝刊5面。
- (27) 『鹿児島百年(下)大正・昭和編』(南日本新聞社, 1968) 228頁。
- (28) 「読売新聞」1920年12月24日 朝刊4面。
- (29) 明治13年太政官布告第3号。『法令全書 第13巻-1』(原書房, 1976) 10頁。
- (30) しかし、嗣子の虎が良馨の遺志を無視して宮内省に襲爵願いを提出し、それが認可されたため華族の族称は継承された。(後に爵位を返上。)
- (31) 「第31回帝国議会貴族院 戸籍法改正法律案外3件特別委員会議事速記録第1号」9頁。
- (32) 「東京朝日新聞」1935年2月15日 朝刊13面。
- (33) 鹿児島県『鹿児島県史 別巻 [第三次復刊]』(近藤出版社, 1980) 152～153頁には、鹿児島県に本籍をおく人口を族称別に調査した統計がある。(年次は、明治16年・明治21年・明治26年・明治31年・明治36年・明治41年・大正2年・大正7年・大正12年。)
- (34) 「東京朝日新聞」1930年2月14日 朝刊2面。
- (35) 谷山市誌編纂委員会/編『谷山市誌』(谷山市役所, 1967) 1197頁。
- (36) 「読売新聞」1885年1月23日 朝刊1面。
- (37) 島津徳三『士族の族称に就て』(土曜法学出版会, 1938) 20頁。二代士族も存在した。
- (38) 「読売新聞」1888年11月22日 朝刊3面。
- (39) 「読売新聞」1905年4月12日 朝刊1面。
- (40) 故山本権兵衛伝記編纂会/編『伯爵山本権兵衛伝上』(原書房, 1968) 313～314頁。
「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C10124960800, 24年4月14日 山本権兵衛分家届(防衛省防衛研究所)」
※山本権兵衛の甥にあたる海軍大将・山本英輔も分家にあたるため平民であった。両者と同じ鹿児島城下加治屋町出身の海軍大将・東郷平八郎も嗣子ではなかったが、分家したのが慶応3年(1867)だったため士族に編入されている。
- (41) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03023052700, 士族平民ノ称号ヲ廃止スルコト(茨城県提出(国立公文書館))」
- (42) 内閣官報局/編『法令全書(第8巻-1)』(原書房, 1975) 68頁。
- (43) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03023033000, 士族及平民ノ称号ニ関スル請願ノ件(国立公文書館)」
- (44) 「官報号外 明治42年3月24日 第二十五回帝国議会衆議院 議事速記録第25号」26頁。
- (45) 内尾直二/編『人事興信録 第3版』(人事興信所, 1911) ひ49～50頁。なお、大蔵省における明治11年12月の「職員録」(A09054298600, 5画像目)で平田東助の本籍族称は山形県士族とされているが、明治12年2月の「職員録」(A09054300600, 5画像目)では東京府平民と変更されていることが確認できる。また、枢密院文書に東京府平民と記載された平田東助の履歴書がある(Ref.A06051167900)。
※カッコ内は、アジア歴史資料センターのレファレンスコードと該当箇所。
- (46) 前掲注(43)「士族及平民ノ称号ニ関スル請願ノ件」2～3画像目。
- (47) 「士族名称廃止に関する鳥根県士族飛田熊太郎請願に対する内務大臣回答」(国立公文書館本館, 請求番号: 纂01416100, 件番号: 003)
- (48) 「(3) 士族名称廃止に関する請願の件」(国立公文書館本館, 請求番号: 請願00001100, 件番号: 001)
- (49) 「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03020992800, 御署名原本・大正三年・法律第二十六号・

戸籍法改正（国立公文書館）

- (50) 両論文では、「平民の称記に関する建議案」における第1回特別委員会について「議事録は見当たらない（議事録はない）」、「族称の記載に関する法律案」の第1回および第2回特別委員会について「いずれも議事速記録は作成されなかった」とされているが、会議録は『帝国議会貴族院委員会会議録21』（臨川書店、1996）と、『帝国議会貴族院委員会会議録23』（臨川書店、1996）に収録されている。
- (51) 「読売新聞」1910年12月12日 朝刊3面。
- (52) 「第31回帝国議会衆議院 戸籍法改正法律案外3件委員会議録（速記）第4回」21頁。
- (53) 「第31回帝国議会貴族院 議事速記録第18号」349～350頁。
- (54) 内閣印刷局／編『大正年間 法令全書（第4巻－3）』（原書房、1987）94頁。
- (55) 内尾直二／編『人事興信録 第5版』（人事興信所、1918）を192頁。
- (56) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C02030728700、族称記載方に関する件（防衛省防衛研究所）」
- (57) 「全国各市区長聯合協議会決議族称ノ記載方ニ関スル建議書回付ノ件」（国立公文書館本館、請求番号：纂01365100、件名番号：003）
- (58) 大正6年海軍省令第1号。内閣印刷局／編『大正年間法令全書（第6巻－3）』（原書房、1989）20頁。
- (59) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A17110016600、平民ノ称号ニ関スル件依命通牒（国立公文書館）」
- (60) 繁田保吉『改正戸籍法解説 第五版』（巖松堂書店、1920）167頁。
- (61) 辻朗郎・山田惣一郎・赤塚正見／編『司法省 親族・相続・戸籍・寄留 先例大系』（清水書店、1940）213頁。
- ※昭和13年（1938）に戸籍用紙から「族称」の印字が削除された（第3章を参照）ことをきっかけに、戸籍謄本を作成するにあたって「族称」および「平民」の記載はいずれも謄写を省略して差し支えないこととなった（『先例大系』211頁～213頁）。但し規則ではないため、それ以降も原本に「平民」とある場合はそのまま謄写されている事例は見受けられる。例えば、「族称」の印字は省略（削除）されている戸籍用紙に「平民」と記載されている戸籍謄本（昭和19年謄写）がアジア歴史資料センター（Ref.B02032732600）で確認できる。
- (62) 井戸田博史氏は、「戸籍用紙『族称欄』族称文字の削除」および「平民族称と戸籍法」の中で、大正3年（1914）の戸籍法改正後も後々に至るまで戸籍に平民と書かなければならないとの考えがなくならなかったことを指摘しているものの、原因については言及していない。私は、新戸籍法が施行された大正4年（1915）以降も、それ以前に作成された戸籍原本が複製されないまま謄写されるケースが大半あったためと推測している。陸軍や海軍などで族称の記載が華族・士族に限られていても実際に平民が記入されている事例が数多くあるのは、その戸籍謄抄本の記載情報が基になっているためと思われる。
- (63) 「官報号外 大正12年3月25日 第46回帝国議会 衆議院議事速記録第38号」23～31頁。
- (64) この4か月前、代議士・鈴木久次郎（千葉県平民）も革新倶楽部の政務調査会で士族・平民の族称を廃止することを提案していた。「東京朝日新聞」1922年11月9日 朝刊。
- (65) 「第46回帝国議会衆議院 因襲打破ニ関スル建議案委員会議録（筆記速記）第1回」
- (66) 『人事興信録』は第8版から平民の記載がなくなり、「○○県在籍」となっている。ここでは便宜上、「山口県平民」とした。
- (67) 「官報号外 大正12年3月27日 衆議院議事速記録39号」11頁。
- (68) 「因襲打破ニ関スル件」（国立公文書館本館、請求番号：請願00047100、件名番号：008）
- (69) 「報知新聞」1923年3月17日。
- (70) 「東京日日新聞」1923年3月17日。
- (71) 「東京朝日新聞」1923年3月25日 夕刊2面。
- (72) 「読売新聞」1923年3月27日 朝刊5面。
- (73) 「東京朝日新聞」1923年3月31日 夕刊2面。
- (74) 「読売新聞」1923年4月16日 朝刊9面。

- (75) 「東京朝日新聞」1923年4月16日 夕刊2面。
(76) 「東京朝日新聞」1923年4月19日 朝刊1面。
(77) 「読売新聞」1923年4月23日 朝刊9面。
(78) 「士族大会開催状況ノ件」(国立公文書館本館, 請求番号: 採00014100, 件名番号: 016)
(79) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A14080021400, (1) 士族優遇に関する請願の件 (国立公文書館)」
(80) 内尾直二 / 編『人事興信録 第7版』(人事興信所, 1925) す56頁。
(81) 前掲書 ち35頁。
(82) 「第73回帝国議会議院 請願委員会議録 (速記) 第10回」40頁。
(83) 内尾直二 / 編『人事興信録 第11版 下巻』(人事興信所, 1937) フ92頁。
(84) 「読売新聞」1923年3月26日 朝刊3面。
(85) 嵯峨公勝『忠君愛国皆士族論』(大日本新聞社出版部, 1938) 2頁。
(86) 読売新聞の1919年10月11日(朝刊3頁)や1921年11月22日(朝刊3頁)にも、平民の称を不愉快に思っている旨の投書が見受けられる。
(87) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B12080811000, 8. 族称取扱ニ関スル陳情書 (N-1-2-1-9_007) (外務省外交史料館)」※外務大臣宛。
「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B02031447600, 3. 族称取扱ニ関スル陳情ノ件 (A-5-3-0-3_5) (外務省外交史料館)」※拓務大臣宛。
(88) 原田伴彦・渡部徹 / 編『融和時報第4巻』(三一書房, 1984) 372頁。
(89) 『帝国議会議院貴族院委員会議録23』(臨川書店, 1996) 603頁。
※もう一人の政府委員・安廣伴一郎(福岡県平民)はその理由について、戸主と家族の族称が異なっている場合に判別上、多大の煩累が生じることを挙げている。
(90) 「履歴書其ノ他諸願書等ニ於ケル族称ノ表示ニ関スル件」(国立公文書館本館, 請求番号: 昭59文部02373100, 件名番号: 059)
「履歴書其ノ他諸願書等ニ於ケル族称ノ表示ニ関スル件」(国立公文書館本館, 請求番号: 纂02332100, 件名番号: 013)
※この通牒は、前掲注(4)『融和事業研究第五輯』31～32頁、前掲注(37)『士族の族称に就て』1～3頁、前掲注(61)『司法省 親族・相続・戸籍・寄留 先例大系』37～38頁にも掲載されている。
(91) 關宏二郎『戸籍制度』(常磐書房, 1939) 65頁。
(92) 「東京朝日新聞」1938年6月17日 朝刊11面。
(93) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A06050920900, 内閣へ提出スヘキ履歴書ノ族籍削除方 (国立公文書館)」※枢密院書記官宛。
「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A10111135600, 履歴書中改正通知ノ件 (国立公文書館)」※内閣東北局書記官宛。
(94) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A06050921000, 履歴書其ノ他諸願書等ニ於ケル族称ノ表示方 (国立公文書館)」※枢密院書記官長宛。
「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A10111135800, 履歴書其ノ他諸願書等ニ於ケル族籍表示ニ関スル件 (国立公文書館)」※内閣東北局長宛。
「履歴書その他諸願書等における族称の表示に関する件」(国立公文書館分館, 請求番号: 平15会計00005100, 件名番号: 045) ※会計検査院長宛。
(95) 昭和13年海軍省令第17号。『法令全書 第12巻-7』(原書房, 1999) 26頁。
※大正6年海軍省令第1号(族称は華士族のみ記載)は同時に廃止された。
(96) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01005078100, 陸軍兵籍様式細部の規定等に関する件中改正の件 (防衛省防衛研究所)」
(97) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C01005078200, 陸軍文官名簿様式細部の規定等に関する件

近代日本における旧身分意識と族称

- 中改正の件（防衛省防衛研究所）」
- (98) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01005078300, 陸軍戦時名簿様式細部の規定等に関する件
中改正の件（防衛省防衛研究所）」
- (99) 「官報 第3506号」（昭和13年9月8日）257～260頁。
※この日は他に、陸軍通訳採用規則・陸軍監獄看守採用規則・事務適任証明書付与規則・陸軍将校停年
名簿規則が改正され、族称（族籍）が削除されている。
- (100) 「学校ノ入学願書、卒業証書等ニ記載スル族称ニ関スル件」（国立公文書館本館、請求番号：昭59文
部02410100, 件番号：013）
※この通牒は「新世界朝日新聞」（1938年8月23日、2面）に記事にされた。その中に「先に戸籍面か
ら華族以外の族称を除くことになり各方面にセンセーションを巻き起こした」という記述があるが、
それは誤報である。（戸籍には士族も記載される。）
- (101) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C08070695200, 14年5月5日 大臣 軍隊手牒中改正の件
（防衛省防衛研究所）」
- (102) 「東京日日新聞」1938年6月17日。「大阪毎日新聞」1938年6月17日。
- (103) 「第90回帝国議会衆議院 請願委員会議録（速記）第12回」249～250頁。
- (104) 「第90回帝国議会衆議院 請願委員会議録（速記）第14回」321～322頁。
- (105) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A14110169700, 衆議院議決都市内焼墓地ノ文化施設転換ニ
関スル建議外五件（国立公文書館）」
- (106) 「第90回帝国議会衆議院 建議委員会議録（速記）第11回」88～89頁。
- (107) 内尾直二／編『人事興信録 第14版 上巻』（人事興信所、1943）イ9頁。
- (108) この約半月前、貴族院の憲法改正案特別委員会において織田信恒（子爵）から「士族、平民ト云フモ
ノハナクナツタノデセウカ」と質問された国務大臣・金森徳次郎（愛知県平民）は、「士族ハ尚残ツテ
居ルト思ツテ居リマス、唯、餘リニモ社會的ニ重ズル必要ガナイ爲ニ、事實ノ上デ、事務ノ取扱ノ上
デ輕ク扱ツテ居ル、斯ウ云フ風ニナツテ居リマス」と回答している。
※「第90回帝国議会貴族院 憲法改正案特別委員会議事速記録 第14号」5頁。
- (109) 「読売新聞」1946年12月29日 朝刊1面。
- (110) 「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A17111079800, 第92回帝国議会提出予定法律案件名（法
制局）（国立公文書館）」
- (111) 「第92回帝国議会衆議院 行政官庁法案外1件委員会議録（速記）第2回」4頁。
- (112) 「第92回帝国議会貴族院 行政官庁法案特別委員会議事速記録第1号」3頁。
- (113) 印刷局／編『法令全書 第21巻-2』（原書房、2007）106頁。
- (114) なお、戸籍における族称（華族・士族・平民）の記載や謄写は、「昭和22年4月16日民事甲第317
号司法省民事局長通達」（日本国憲法施行日から適用）で廃止された。
- (115) 名和弓雄『絵で見る時代考証百科一槍、鎧、具足編』（新人物往来社、1988）奥付。
- (116) 「第一一二号 本省官員履歷書用紙様式ノ件」（「例規録3明治17年」, 宮内庁宮内公文書館、識別番号：
375 - 3）
- (117) このような欄は、他の官公庁でも採用されていた。例えば、昭和15年（1940）に作成された史料の
中に「加賀藩」と記載されている石川県の履歷用紙がアジア歴史資料センター（Ref.B04011958000）で
確認できる。

参考史料① 戸籍法第 18 条第 3 号「戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族称」の記載例

附録第一號様式附屬雛形 注意(本雛形ハ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ相當欄及ヒ特殊ノ記 載例ヲ示スニ止マリ必要アル記載事項ヲ網羅セズ)											
本 籍 東京市麹町區元園町一丁目三番地 麹町四丁目六番地											
大正參年拾貳月參拾壹日前戸主仁吉死亡ニ因リ家督相 續届出大正四年壹月拾日受附⑥ 大正四年八月拾日附辭令ヲ以テ華族ニ列セラル右届出 同月拾七日受附⑥ 麹町區麹町四丁目六番地ニ籍籍届出大正四年拾月六日 受附⑥ 乙野梅子ト婿届届出大正四年拾壹月七日受附⑥ 姪梅子戸主義太郎ノ同意ヲ得スシテ神奈川縣橋本郡橋 村十番地内川惣八ト婿届ヲ爲シタルニ因リ復籍拒絕届出 大正參拾參年拾貳月拾日受附⑥											
大正拾年拾壹月拾日午後八時水籍ニ於テ死亡戸主甲野 義太郎届出同月貳日受附⑥											
千葉縣千葉郡千葉町五番地戸主乙野忠藏ニ女大正四年 拾壹月七日甲野義太郎ト婿届届出同日入籍⑥											
妻			母			主			前 主		
出生	梅子		出生	乙野忠藏		出生	甲野義太郎		出生	甲野仁吉	
明治貳拾六年七月四日	母	夏子	父	乙野忠藏	母	乙山孝吉		族稱	華族	士族	
	父	二女	母	春子	父	三女		前主ノ族	華族	士族	
			母	松子	父	長男		前主ノ族	華族	士族	
			出生	明治貳年參月四日		出生	明治拾八年六月貳拾壹日				

※戸主欄の右端に族称欄があり、戸主が華族又は士族である場合はその族称を記載する。

【出典】

大正 3 年司法省令第 7 号「戸籍法施行細則」。「官報 第 653 号」(大正 3 年 10 月 3 日) 5 頁。

参考史料② 戸籍法第 18 条第 4 号「家族カ戸主ト族称ヲ異ニスルトキハ其族称」の記載例

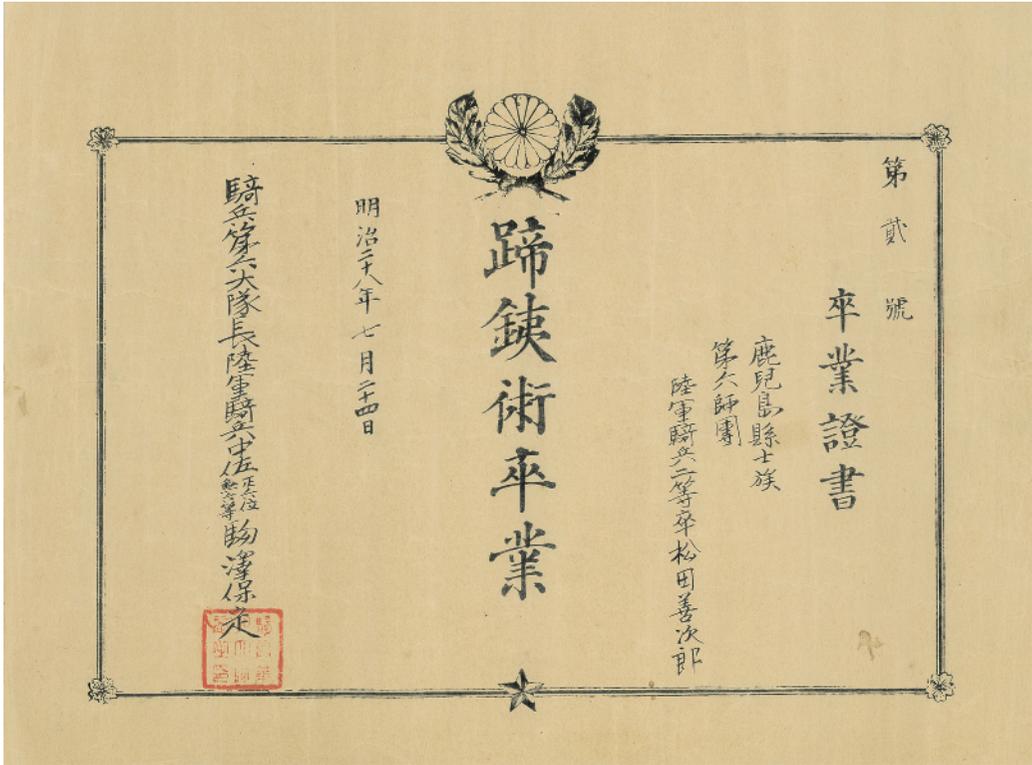
千葉縣千葉郡千葉町四番地ニ於テ出生父甲野義太郎届出 出大正五年九月拾八日千葉町長波川保吉受附同月貳拾日 送付入籍① 疾病ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルニ因リ推定家督相續 人廢除大正貳拾年七月六日裁判確定戸主甲野義太郎届出 同月八日受附②																							
千葉縣千葉郡千葉町四番地ニ於テ出生母甲野梅子届出 大正六年九月六日受附入籍③																							
本籍ニ於テ出生父甲野義太郎届出大正八年貳月拾日受 附入籍④ 乙原藤子ト婚姻届出大正拾參年七月五日受附⑤																							
養父麹町區元園町一丁目四番地戸主丙川信太郎弟信二 郎及養母鳩子ト協議離婚届出大正九年拾月壹日受附復 籍⑥ 大正拾年拾月拾日東京地方裁判所ニ於テ懲役ノ刑ニ處 セラレ華族ノ族稱喪失右同裁判所ノ報告同月拾六日受 附⑦ 千葉縣千葉郡千葉町三番地ニ分家届出大正拾五年拾月 拾五日千葉町長波川保吉受附同月拾六日送付除籍⑧																							
弟			男			二			女			長			男			長					
出生		族稱		父		母		出生		父		母		出生		父		母		出生		父	
明治拾陸四年五月七日		義二郎		甲野仁吉		松子		大正八年貳月參日		禮二郎		梅子		二男		大正五年九月拾壹日		禮太郎		梅子		長男	
		平民		二男						二男													

※戸主の弟にあたる義二郎に注目すると、事項欄に「懲役ノ刑ニ処セラレ華族ノ族称喪失」との記述があり、狭くなっている名欄の右側に「族称」と「平民」の文字が見える。

【出典】

参考史料①と同じ。

参考史料④ 蹄鉄術卒業証書



※明治時代は、卒業証書に受領者の本籍と族称が記載されることが多かった。なお、同氏の日本帝国明治二十七八年従軍記章之証や勲記にそれはない。この卒業証書の授与者である駒澤保定の本籍族籍(千葉県士族)は記載されていないように、受領者のみそれを表記するようになった理由については今後調査したい。

【出典】

著者蔵。この雛形は、「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A15112664900, 陸軍蹄鉄工卒教育規則改正 (国立公文書館)」, 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C08070387800, 陸軍蹄鉄工卒教育規則改正 (防衛省防衛研究所)」。

Pre-Modern Class Consciousness and the Names of Social Classes in Modern Japan

FURUKAWA Ryōhei

When lands and people were returned to the emperor in 1869, court nobles and feudal lords were re-organized into the class of nobles, newly called *kazoku* 華族, and the samurai class became the newly re-named *shizoku* 士族, literally “samurai class.” At first, people of both *kazoku* and *shizoku* maintained all the privileges granted in the preceding Tokugawa period, such as wearing swords, and receiving hereditary stipends, these privileges came to be deprived by a series of new policies of the Meiji government. Although people of the *shizoku* lost most of the privileges by 1882, the class names of *shizoku* and *kazoku* remained until the Constitution of Japan became effective in 1947. This paper discusses the possible reasons why the nominal class of *shizoku* remained for approximately eighty years.

As early as 1888, there was a political discussion for abolishing the class name of *shizoku*, and a series of appeals to abolish the class names of *shizoku* and *heimin* [commoners] or to re-organize them followed. Among these appeals, the author considers the following four particularly important: the 1909 appeal to re-consider the class names of *shizoku* and *heimin*, 1917 appeal to abolish the class name of *shizoku*, 1923 proposal to abolish the “outmoded, undesirable conventions,” and 1938 petition for the appropriate handling of the class names.

Although the 1909 appeal was accepted by the House of Representatives of the National Diet, the appeal was not adopted. The comment said: “While the House of Representative would not deny the possibility that the abolition would benefit the society, the possibility still exists that the abolition may cause conflict.” The 1917 appeal was treated in the same way and rejected by the House. Although the 1923 proposal was adopted by the House, the opposition of the *shizoku* class people was so strong that the national government could not put the law into effect. Although the 1938 petition led the national government to discontinuing using the class names on family registers and official documents, it did not result in the abolition of the *shizoku* class. This was a result of fear of the national government for the strong opposition of the *shizoku* class people.

In conclusion, the class name of *shizoku* remained for some eighty years until 1947 because the national government always feared the possibility that the abolition might cause conflicts. The name *shizoku* was the officially noble class name granted by the government, and the name satisfied the pride of the people of the *shizoku* class. The classes of *kazoku* and *shizoku* had to be abolished when the new Constitution of Japan was adopted in 1947 because these classes were against the spirit of the new constitution. More importantly, these class names were attached to pre-modern family-and-clan system of Japan, and this family-and-clan system was abolished under the new constitution.

Keywords: Modern Japanese history, social class, class consciousness, samurai class, nobility.